

## 自治会・町内会リーダーのあなたへのメッセージ

# 地域にあったか福祉の種を蒔こう！

鳥居 一頼

### 目次

1	めだかのメグに学ぶ私の立ち位置	1
2	地域社会と自立生活	4
3	社会福祉協議会の仕事と立ち位置	6
4	福祉のまちづくりと町内会・自治会活動	10
5	町内会・自治会の機能をいかに高めるか	14
6	地域は人生の舞台である	17
7	町内会・自治会の「居場所」としての機能とは	18
8	行政が進める福祉行政の役割	21
9	近隣の助け合いをいかに強めていくのか	24
10	ひとりぼっちになってもそこで生きる	27
11	登別市連合町内会に見る協働のまちづくりへの実践	30
12	現状の町内会活動の問題とその具体的解決策について 登別市連町の実践に学ぶ	33
13	地域を包括した登別市ゆめみーるに見る助け合いの システムづくり	38
14	佐賀市に見る近隣の助け合い	44
15	他都市での事例に学ぶ	46
16	「私にできることなら」から始まるボランティア	47
17	「福祉を感じる」	48

## 1 めだかのメグに学ぶ私の立ち位置

### (1) 無知と無恥

私の「立ち位置」について最初にお話します。それは、私自身が「福祉のあり方」に覚醒させられたエピソードでもあります。

そもそも、私たちの潜在意識の中にある自分と違った存在に対する蔑視感や排除感はどこから生まれくるのでしょうか。自分と違うものに対する不安感や恐怖感を抱きながら、社会ではなく「世間」から無差別的に同質化を求められた結果として、排除・排斥感をその内に育ててきたのではないか。「見慣れない」「出会わない」「知らない」という「無知」からくる偏見と差別感が染みついた恐ろしい「無恥」を私自身も無意識に身に付けていたのです。

私は、行く先々で福祉の出前授業をさせてほしいとお願いしています。「当たり前ってどんなこと？」を授業のテーマにして、当たり前と思っているいくつかの中で、常識だと思いついでいることの様々なことを一度疑ってみよう。そこから、新たな人間理解の窓が開くかもしれないという想いで、今回も佐賀市内の学校を訪問しています。

97年、鳥取県米子市A小学校での1年生の道徳の授業を参観しました。そのことが大きな転機となり、私の福祉の授業観を180度大きく変えたのでした。

「めだかのめぐは ちいさいときに ざりがにに しっぽをかじられました。

それで ほかのめだかのように うまくおよげません。

がっこうに はいるまえは そのことを とてもしんばいしていました。」

(出典 学習研究社 小学1年道徳副読本)

授業は「メグはどんな心配をしたの？」という質問から始まりました。上手く泳げないことでどんな心配をしたのか、子どもたちの答えは、「上手に泳げない、みんなとカタチが違う、だからいっしょに遊べない、みんなに笑われる、みんなに仲間はずれにされる、バカにされる、いじめられる」というものでした。

実は、日本全国、小学1年生の反応も大人の反応も同じなんですね。どうしてそのような意識が育っているのでしょうか？

そこで、何かおかしいことに気づきませんか？ 私はこの授業を参観していて、こんなふうに子どもたちが反応するのは当たり前であり、私もそのように授業を展開してきたと納得顔でいたのですが、放課後先生たちとの授業後のふりかえりをした折りに、突然ハンマーで殴られたような衝撃が走ったんです！ 「おかしい、変だ、間違っている！」

48歳の時に受けた痛烈な衝撃です。それまで、24年間ボランティア学習や福祉教育の先駆者として、さも知ったかぶりをして進めてきた自己への強烈な自己否定です。

ところで、小学校に入学されるときに子どもたちはどんな心配をすのでしょうか？

「早起きできるかな、友だちできるかな、給食を残さず食べられるかな、勉強むずかしいのかな、先生こわくないかな、学校まで歩いていくの大変だな」

誰もがみんなささやかな不安を持って1年生になったのではありませんか。それが、障がいのある子は、全く別の「不安」を持っているという「ここ」の心理は、いったいどこから生まれてきたものなのでしょうか？

## (2) 世間の怖さ

めぐとのギャップを見てきましょう。

みんなは 自分がバカにされたり、いじわるされたり、笑われたり、仲間はずれにされるとは、だれも思っていない。ところが めぐは、そんな心配をしていると、なぜみんなは想像するのでしょうか？ その根っこには 一体何があるのでしょうか？

そう考えているのはメグではなく、「わたしたち！」「世間様！」

したり顔で当たり前とそう思い込んでいる社会や世間、正当だと信じて疑わない社会や世間、その中で育てられ、無意識のうちに感化された幼子たちのこころ。ここに、日本の国の福祉の精神的貧困の根幹があるのです。求める共生共存の福祉社会を実現する妨げとなる意識の源がここにあるのです。

社会的な通念を洗脳し無条件に感化する地域社会、世間様の怖さです。防ぎようのないバリアフリー状態で浸透する「偏見」という不変な精神風土の問題とも言えます。障がい者差別や人権侵害を無意識に冒しているのです。

G. W. オルポートは「偏見とは、十分な証拠なしに、他人のことを悪く考えることである。偏見とは、ある集団に属している人が、たんにその集団に属しているからとか、それゆえにまた、その集団の持っている嫌な特質を持っていると思われるとかという理由だけで、その人に対して向けられる嫌悪の態度、ないしは敵意ある態度である。予断は新しい知識が表れても、それが改められない場合のみ偏見となる。偏見の持つ効果は、必ずしも偏見の対象自体のせいではなく、ある種の不利な立場に当人を陥れてしまう点にある」（『偏見の真理』）と述べています。

フランスの思想家ルソーは、「理性、判断力はゆっくりと歩いてくるが、偏見は群れをなして走ってくる」（『エミール』の一節）と指摘し、偏見に染まるのは早く、こびりついたら容易には消えないのです。（朝日新聞天声人語 2012/09/14）

そもそも「しっぽをかじられた」ことが原因で「うまくおよげない」結果、みんなと同じことが出来ないことを「ともしんばい」という教材の文脈からして、このような偏見と悪意に満ちた答えを暗黙のうちに誘導しているといっても間違えではないでしょう。

その答えを当たり前として無批判に受け止めて、公教育の道徳という授業の副教材として使用してきたことが問題なのです。偏見を促し差別感を強化するような教材が。今も「善意」の衣を着て子どもたちに制限なく与えられているのです。問題意識の希薄な教員のさじ加減ひとつで、福祉の根本的な理念が損なわれていくのです。

## (3) ボタンの掛け違い

「共生共存の福祉社会」という理念そのものも、お題目のように唱えられますが、具体的にイメージすら持たずに、「共生」という言葉も「共に生きる」といった程度のレベルで解釈されているのが実態でしょう。そこで、一度整理しておきたいと思います。

「共生」の状態について、「同じ社会に存在し生活をしながら、同じ権利やチャンスがない状態は、共生とはいえない。基本的な権利の保障や不公平の是正が共生への第一歩であり、それぞれのちがいを大切にしながら、生き続けてことができる社会かどうか、共生を実現する重要な視点」です。

その視点は、①「あってはならないちがい」の解消（基本的人権の保障、機会の均等、

自由権の保障など)。②「なくてはならないちがひ」の保障（少数者への権利の保障、多様なあり方生き方の尊重）。③「ちがひを越えた協働」の実現（多数者の意識や態度変化、社会全体の変革）。この3つの視点にさらに「地域、社会、世界全体が、互いの違いを乗り越えて共に日々の暮らしの幸せを保障し平和な社会の創造を協働する」ことで、はじめて「共生」が実現された状態といえるのです。そこまで責任を持って学校教育は子どもたちと向き合って「教えて」いるのでしょうか。言葉遊びはもう止めなければならない。

私自身の「ボタンの掛け違い」という情けない姿をさらけ出しましょう。さもさもらしくボランティア学習や福祉教育を進めてきた自分自身への怒りと自戒です。一方的に相手を弱者の立場に追いやり、かわいそうという同情憐憫の情を身勝手に膨らませ、蔑視する心からうまれる「善意」にどんな意味があるのでしょうか！

助けてあげる、遊んであげるという傲慢さを「よし」とする強者の論理を肯定してきた一人として、そのボタンのかけ間違いをいかに是正するのが、自問されます。その上で、社会・世間や教育の欺瞞をいかにあばくのが、私の課題ともなりました。相手に対する自身の心の構え方の間違いに、鋭く切り込まなければ、同質化を求める日本の社会・世間の根深い体質や異質なものを排斥排除してきた社会・世間の悪しき常識を変えることはできません。

一方的に弱者の側に身を置かされることで、その人の尊厳やプライドが喪失する。障がい者だけではなく高齢者も同様であり、「一方的に助けられる存在」として、あなた自身は存在できますか？ その正否が問われているのです。

阿部志郎氏の言葉が、こころに沁みます。「福祉の世界に入ると、自分自身によって立つよりどこを求めずにはいられない厳しさに直面させられる。ときに、苦しみ、疑い、そして悩む。それに耐え、それを克服し、そこに使命（いのちを使うこと）を見出す心情的な過程、読み、聞き、ふれあい、学ぶ態度、自分を納得させ方向づける理想がだれにもあるものである。それを哲学と呼んで差し支えないのではないか。福祉の構造を貫く普遍的社会的な理念のみが福祉の哲学ではない。人とともに生きる場で、自分に出会うという経験から形成される哲学が大切なのだ。真実の出会いは、心の中に対話（ダイアログとは真理をわかち合うの意）を育てる。出会いは、尊敬というより畏敬の想いを温め、あふれるばかりの喜びへと導いてくれる。だからこそ邂逅にふさわしい感動を伴うのだろう。福祉とは戦いでもある」と。

ではどうするのか？

それは、「相手の意思を確かめる」ことから始まるのです。ここから始めなければ、全ては詭弁となるでしょう。「違う」ことを前提に、人は互いに分かり合い、共に幸せに生きるために、「知力」と「感性」、そして「行動力」を、人との関わりの中で育てなくてはならないのです。丸ごとその人を受け止めることを当たり前にするための体験的な学びを積み上げなければ、当たり前に行動することはできない。

人はだれもその人生を豊かに幸せに生きたいと渴望する。それが「当たり前」であり、障がいの有無で決定するものではありません。誰もが一人では生きられぬゆえに、共に生きるそのときに対等な関わり方を体験的に学ばなければ身に付かないのです。

差別・偏見・蔑視・排斥・排除そして高慢・傲慢な態度をいかに是正するのが、いま問われているのではないのでしょうか

私たちが払拭できない「偏見」の根を断つことこそ、地域の中で生きる様々な人を、その人として丸ごと引き受けて共に生きることであり、そこに町内会・自治会という組織がいかにか有効に機能していくのが課題です。そこに「気付く」ことが第一歩であり、その気づきを共有し、協働で問題解決に当たることがその町内会・自治会の自治力を育てることになるのではないのでしょうか。

私の授業を受けた学生が、私の伝えたいことをしっかりと受け止めてくれました。

「…私の中の当たり前が、世間の作りあげた偏見であったことに気づかされたエピソードであった。メグの体には不備がある。それゆえに考えられる心配事は何かと問われたときにいじめられるのではないかと心配した。そこに何故そう考えるのかという切り返しは強烈かつ新鮮だった。違いを認知することが悪なのではなく、共生を拒否することが悪なのではないか。障がい者と一緒に生きていく上で重要なことである。…ボランティア学習が何故必要なのか、それは『福祉の学習』である。

福祉とは『幸せやゆたかさ』を示す言葉であり、すなわち幸福の学習である。幸福の追求は、人生を考えることに近い行為であり、この学習の根幹は、人間理解の本質にあり、それは自分なりに人間を自分の中に受け入れ理解していく過程である。その学習が必要な理由は、人を思いやる心や判断力を育て、人間らしく生きることを助けるからではないか」

(2009年1月聖トマス大学1回生中山かおり「ボランティア学習論レポート」から)

## 2 地域社会と自立生活

### (1) 社会的存在としての人間

人には、飢え、渇きなどの生理的欲求とともに社会的欲求があります。社会においてすべての個人は、社会人としての機能を果たすことによって、社会生活上の要求を充足することができます。

その基本的要求としては、①経済的に安定すること、②職業的に安定すること、③家族的に安定すること、④医療サービスを受けること、⑤教育サービスを受けること、⑥社会参加すること、⑦文化・娯楽活動をすること、などがあげられます。

これらの要求を充足してくれるものは、多種多様な社会制度ですが、そこには、一定の条件があります。それは「利用者としての社会的役割」や「社会人としての働き(機能)」が期待され求められるのです。これらの条件をクリアできないならば、その個人の生活上の要求は満たされないこととなります。このような制度と個人の間を「社会関係」とよぶとすると、「社会的存在としての人間」とは「社会関係的存在としての人間」であり、いかなる個人もこの社会関係を奪われてはならないこととなります。

地域で暮らすということは、この社会生活上の欲求を地域の間人関係をもとに充足していくことにほかなりません。なぜなら基本的要求の③、④、⑤ ⑥、⑦は、まさに地域社会で展開されている暮らしそのものだからです。

人々が暮らす場としての地域社会は、食生活の維持から始まり、子育てや青少年の育成、防災や防犯、高齢者や障がい者の支援、健康づくり、そして人々の社会貢献や自己実現など、多岐に渡る生活の基本となる活動の場といえます。

さらに地域社会は、①個々の生活の場。②その暮らしの中から個々の問題が発生する場。

③その問題を共有化し協働して解決する場。そこに④地域福祉を展開する場としての源泉があります。この4つの要素がサイクルとしてスパイラルに機能することで、個々の暮らしの質と地域の福祉性や社会性を高めているのです。町内会・自治会活動は、その機能のひとつとして地域社会を自治的に形成し、日常生活を維持し問題解決を図り、福祉を実現する原動力としての役割を担っているのです。

## (2) 暮らしを脅かす

では、具体的に暮らし（生活）を脅かす原因を想像してみましょう。

病気や事故（入院、手術、障がい、高齢化、失業）、災害（財産など生活基盤の喪失、愛する人との別れ）、家族関係での悩みや不和（離別、別居、死別、子育て不安、暴力）など、個々の自立を妨げる要因は、いつでも予告なく生じます。問題が起こるところ、そこが地域なのです。

そこで、「自立」とは何か考えてみましょう。自立とは、基本的に他の援助や支配を受けず依存することなく自分の力で生活することを意味します。その自立の要因は、①労働的・経済的自立、②精神的・文化的自立、③身体的・健康的自立、④社会関係的・人間関係的自立、⑤生活技術的・家政管理的自立、⑥政治的・契約的自立の6つが挙げられます。

そのひとつでも多く損なわれると自立生活を維持することが難しくなり、その生活基盤が崩れてきます。そこで、「暮らしの場」が地域であることから、その自立を支え補い合って生きていこうとするのが、「地域福祉が機能する現場」となるのです。

昨今の経済不況によるリストラや若年労働者の失業問題、正規雇用の減少と非正規雇用の増加など、就労に関わる経済的・社会的問題は、経済基盤を喪失した瞬間に福祉の対象となる危険水域にある人や家族を生み出し続けているのです。

個々の経済的基盤の脆弱化や喪失により、その他の自立が連動して妨げられていくことは容易に想像がつくことでしょう。どこでどのように支えていくのかは、社会的制度だけでは不十分であることは明らかです。地域力が試されている時代なのです。

さらに、少子高齢化の中で世帯の少人数化や家族の機能のさらなる低下、独居世帯の増加が進むことで、個々が地域の交流や支え合いに期待するところは大きくなってきているともいえます。

そこで、人々のつながりができ、地域のまとまりが高まると、自殺や非行など逸脱行動が減るといわれており、地域社会を再生することは、現代社会の病理現象に向けられた一つの有効な解答でもあると指摘されています。まさに町内会・自治会活動は、地域社会を再生し地域力を高める有効な手立てのひとつだと考えられます。

## (3) 地域福祉の定義

小田兼三氏は、「個人の尊厳、自立、人権の尊重という視点から、生活の困難のなる個人や家族を地域において自立生活ができるように総合的に福祉サービスを提供し、支援することである。そのため、在宅福祉サービスの創設、改善、確保、運営と必要な環境改善サービス、その実現のための地域住民組織(自治会・町内会など)・機関・団体などのネットワークや住民の主体的参加による福祉コミュニティづくりなどの活動の総体である」と地域福祉をとらえています。

それは、地域社会での自立生活を阻む問題の解決に向けて、制度的な補完もさることながら、ここで地域福祉が地域住民組織としての町内会・自治会とのネットワークの必然性が明らかにされています。さらに、住民の主体的参加による福祉コミュニティづくりを目指すところに、その活動があることに気づかれるでしょう。

このことから、地域福祉と町内会・自治会活動、そして福祉コミュニティづくりは、密接に関係し連動していることが理解されます。

地域福祉は、私たちの暮らしを人間らしく豊かにしていくために、「助ける」「助けられる」という人間的な行為を「助け合う」という相互の関係にまで高め合う「仕組み」として、地域社会での暮らしの中で日々考えられ繰り返しなされたことで、カタチづくられてきたものといえます。

### 3 社会福祉協議会(社協)の仕事と立ち位置

#### (1) 社協とはどんな仕事をしているところか

もう一つ。地域社会を再生するために有効な働きをしているのが、暮らしの場で地域福祉を進める民間団体である社協です。

そこで、社協とはどんな仕事をしているのでしょうか。福祉の仕事をきちんとしているのかと、市民からの苦情や批判を受けることがよくあるそうですが、その方も社協の仕事って本当によくわかって話されているのか時々疑問に思うところがあります。

社会福祉協議会の仕事について、「こんなに仕事があるとは思わなかった」と、昨年9月佐賀市での私の講演会で行ったアンケート結果から見えた市民の率直な感想です。これが実態です。

「あなたがた給料もらって仕事しているんでしょ。もっとこうしなさいよ」と、市民は簡単に言えます。しかし、ボリュームのある事業と事務的な作業をしていきますと、20万都市の佐賀市で正規の職員が20名にも満たない市社協体制の中、もちろん在宅に関わるスタッフなどを合わせるともっと多くのスタッフはいますが、多くの事業を少数精鋭でやってきているのです。その実態を、是非ご理解いただきたいと思います。

私たちが求めるものの大きさと、それを受け止める側の社協の態勢によって、地域で私たちの出来ること出来ないことの部分が生まれてきます。福祉サービスの提供が制度としてある以上、制度には必ず隙間ができますから、その隙間をどのようにして埋めていくのか。その埋め方は、その地域だけではなくて、市内でボランティア活動をしている方々とも協働して、地域の方が共に地域を支える人材として動いていく。バラバラに動くのでは力になりませんから、社協が、「ごめんなさい、こんな情報がありますよ、こんな手立てがありますよ、こんなふうに考えともっと支え合う力がつくのではないのでしょうか」と、市民と共に地域福祉を考えるための機会を提供する。今日の講演会もその一つです。

社協は、行政とは違います。その財源は、行政からの補助金や助成金、市民の会費で運営されていますが、「民間」です。社会福祉法人という地域福祉を推進する民間団体です。行政は、制度・法律で、施策として、どのように展開するのかということは、判子(はんこ)行政のシステムで決定され実施されていきます。ただ決まるまで時間がかかることと、決まったことの枠に縛られて逸脱できないところに、硬直性や建て前主義を見てしまいま

す。福祉などのサービスも公平・平等を建て前としますから、その条件に見合っではじめてサービスを受けられるわけです。受ける側からすると、家族も含めて幸いなことであることは確かです。そのための福祉サービスでもあるのですから。

そこで社協の民間性というのは、今問題が起こったとして、その問題に迅速に対応することが肝心です。事に対する柔軟性や機動性、そして組織力が、社協の民間性の中にきちんと担保されているかどうかということが問題なのです。

社協を行政組織の一部局の準公務員として見る方が多いかと思います。しかし、それは違います。行政の下請け機関ではありません。社会福祉法という法の下に地域福祉を進める団体として存在価値が認められているのです。

そこで働く社協マンは、例えば校区社協で地域の様々な福祉に関わる問題やニーズを把握し見極めながら、当事者がどのように暮らしていくのがよいのかを、当事者本人はもとより家族、専門機関や地域の方と一緒に考えていかなければなりません。その暮らし方の中で、社協という団体が、個々の暮らしに密着しながら、その解決を地域の方々と共に見出していくこと、それこそが、彼らの大事な職務なのです。

地域の町内会・自治会、民生児童委員、老人クラブ、婦人会、子ども会やボランティア団体、福祉施設や学校などとネットワークを組んで、いかにその人の暮らしを支え助けて合っていくのかという、「仕組みづくり」を地域の中で住民とともにしていくという重要な機能を担っているのが、社協といえるでしょう。

それは、社協のスタッフが「ソーシャルワーカー」として福祉に関する理論と技術に裏付けされた専門性を発揮することを求められていることでもあります。

また、社協だけではなく、NPO（非営利組織）団体やボランティア、市民活動など様々な団体も、それぞれ目的を持って自立して活動していますが、地域でそれぞれが手を組んだときにもっと大きな力が発揮できるのではないかと。それらともっといい関係を作っていくことで、地域の中で苦しまないで悲しまないで生きていける。そういうまちを地域を作っていく。それが、町内会・自治会を担うお一人お一人の役割や責任なんだろうと思います。

## （２） 社協の５つの活動の原則

ここで、社協の活動についてまとめてみたいと思います。社協には「５つの活動の原則」があります。

１つは、「住民ニーズ基本の原則」です。広く住民の生活実態・福祉課題等の把握に努め、そのニーズに立脚した活動を進めることです。そのニーズをどのように把握し分析し課題化していくのかといった手法やプロセスが曖昧であると、いつも対処療法的に行き当たりばったりになってしまいます。ニーズに立脚したという名分だけが一人歩きすることが少なくありません。

２つに、「住民活動主体の原則」です。住民の地域福祉への関心を高めて、その自主的な取り組みを基礎とした活動を進めることです。住民自治の考え方を基本的に共有しなければなりません。自分たちの身近な問題を自分たちで解決していくという気運を高めるためにも、地域の問題を話し合う機会と場を社協とともに持つことが必然となるでしょう。地域福祉懇談会の開催の目的も、ここにあります。



3つに「民間性の原則」です。民間組織としての特性を生かし、住民ニーズ、地域の福祉課題に対応して、開拓性、即応性、柔軟性を発揮した活動が求められます。ここに行政との差別化の特性があるのです。民間性をしっかりとアピールして住民や地域に理解してもらうことが肝心です。動かない限り、「信頼や信用」を獲得することが出来ません。

4つに、「公私協働・計画性の原則」です。公私の社会福祉および保健・医療、教育、労働等の関係機関・団体、住民等の協働と役割分担により、計画的かつ総合的に福祉活動を進めることが肝心です。ここでは行政の主導も求められますが、社協がどの部分を担い、他の領域との協働で事業強化を図り計画立った事業目的を果たしていくのか、全市的な展望に立った協働の視点を持たなければなりません。

5つに、「専門性の原則」です。地域福祉の推進機関として組織化、調査、計画等に関する専門性を発揮した活動こそ、社協の存在意味でもあります。

福祉援助活動を進めるためには、①人間尊重の思想、人権を守るための意識開発の展開、②現行の社会福祉制度の理解と問題提起、③問題解決のための援助技術の習得と行動意欲を喚起することが、専門性を担保するコンセプトです。特に「ソーシャルワーカー」としての資質を、スタッフ個々がいかに高め実践力をつけていくのが課題です。

ソーシャルワーカーとしての専門的な援助技術は、①個別援助技術（ケースワーク）、②集団援助技術（グループワーク）、③地域援助技術（コミュニティワーク）、④社会福祉調査法（ソーシャルワーク・リサーチ）、⑤社会福祉運営管理（ソーシャル・アドミニストレーション）、⑥社会福祉計画法（ソーシャル・プランニング）、⑦社会活動法（ソーシャル・アクション）、⑧ネットワーク、⑨ケアマネジメント、⑩スーパービジョン、⑪カウンセリング、⑫コンサルテーションと、多彩です。

スーパービジョンは、熟練したソーシャルワーカーが未熟なワーカーに対して行う援助活動で、その一つに教育的機能があり、熟練者が指示・指摘を行うことで、未経験者は必要な知識、技術、態度を習得することができます。カウンセリングは、臨床心理学の技法ですが、面接という言語的コミュニケーションを中心に、社会生活への適応と自己変容を共通目標とするケースワークやグループワークに多大な影響を与えてきました。コンサルテーションとは、利用者の社会生活を統合的な視野や発想で支援するため、援助者が隣接機関や他領域の専門家等に的確な情報と意見を求めることです。援助技術といっても、これだけ挙げられます。

社協スタッフの資質を論じるときに、その多彩な専門性やタレント性(才能や技量)だけでなく、個々の社会福祉への思いや仕事への使命感をも問われている厳しい職業であることを自覚しなければなりません。

誰のためにいま何をしなければならぬのかを胸に刻むことです。そのためにできることとできないことを判断していくなかで、自己成長を現場で感じてほしいのです。そこにどんな専門性が求められ高められ、その要求に応えられたかどうか。それが自らを成長させるエネルギーとも言えるでしょう。個々の専門性を高めることが、福祉でまちづくりを進める大きな原動力となることを大いに認識してほしいのです。

こうした社協活動の原則の根幹が、地域の方々の個々のニーズに立ったものであることをご理解いただけるかと思えます。

さらに、社協は地域福祉を推進する中核組織として、次の7つの機能を発揮しなければ

なりません。①住民ニーズ、福祉課題の明確化および住民活動の推進機能、②公私社会福祉事業等の組織化・連絡調整機能、③福祉活動・事業の企画および実施機能、④調査研究・開発機能、⑤計画策定、提言・改善機能、⑥広報・啓発機能、⑦福祉活動・事業の支援機能です。

その上で、社協は住民個々の地域の福祉への関心を高め、それぞれの地域で自主的主体的に地域問題の解決に向けて、そこに暮らす方々と行政はもとより様々な組織団体と共に福祉でまちづくりに当たるのです。その意味でも、地域の中核組織として町内会・自治会があるのです。

### (3) 町内会・自治会の本質

いま身近に表れている福祉の問題は、その要因を明らかにしながら、行政が政策的に取り組むべきことと、保健・医療機関や社会福祉協議会という民間団体、町内会・自治会という地域組織が取り組むこと、そして一人ひとりが取り組まなければならないことを明らかにし、それぞれのところで問題解決に当たることが、大きな課題となっています。

それが、「自助・共助・公助」の意味するところでもあります。

当事者を含めその家族、親族・知人によるサポートが「自助」です。「共助」は、地域の町内会・自治会の活動や、隣り近所での支え合い・助け合い、そして「互助団体」といった身障のお子さんを持った「手をつなぐ親の会」や「断酒会」などの当事者や家族の会などが、インフォーマルな組織・団体としてくくられます。また、民間団体として農協や漁協などの協同組合、市民生協コープも互助団体の一つです。

そして、社協は行政との関わりが強くあることから、民間組織として行政ときちんと連携しながら福祉をすすめていくというスタンスを持たなければなりません。その意味で、社協は「公助」を行政と共に担っている重要な団体でもあるわけです。

市社協が提起した「佐賀のちょっとボランティア」ですが、これも地域の支え合い助け合いをどう作るかという思いの中で、その仕組みづくりを市民の皆さんと一緒に作りたいという提案をしているものです。「やる」「やらない」ということではなく、ひとり暮らしの高齢の方や身障の方、生活しづらい方、暮らしの問題を抱えている方を地域でいかに支えていくのか、その「仕組みづくり」について社協と一緒に、地域で論議を深めていただければと思います。やはり一つのアイデアがなければ、論議は生まれてまいりません。

その意味では「ちょっとボランティア」について、「見守り・安否活動、こんなの当たり前じゃないの」という活動をもっと当たり前にしていく。些細なことではあるけれども、その些細なことのひとつひとつが大事な人を支えていく。いのちを、こころを支えていくということからも、重要な活動の一つとして実っていくのではないのでしょうか。

住民が地域の生活課題に対する問題意識を共有し、解決のために協働することは、地域での人々のつながりを強め、地域に元気を取り戻すことにほかなりません。その意味で、地域福祉は、地域社会を再生する基軸であり、その活動の中核を担うのが、町内会・自治会なのです。

「困っている人の困っていること」をしっかりと見出して、お節介をしなければならぬのではないかと思うのです。やはり思いのある方は“ほっとけない”から動くのです。動いて動いて、そして地域が元気になっていきます。人が元気になっていきます。

きっと皆さんは、地域で困っておられる人との関わりから、ボランティアな役割を見事に果たされているのではないかと想像します。特に、現状の制度や福祉サービスの質を変えていく役割について、自分がいずれその立場になることを想定して活動することが、重要ではないかと考えます。自分と他者が共に幸せに生きていくための関係づくりをしていく中で、互いにつながり合い補い合うところにこそ、町内会・自治会活動の本質があり、そこにボランティアな価値を見出すのではないのでしょうか。

ボランティアが、安上がり行政の片棒を担っているかのように批判されることもありますが、ボランティアの経済効果は、なんと3兆円を超える経済価値があるのです。一人の力は小さくても、日本の経済を支える「無償の民力」、決して侮れない「無償の民力」としてのボランティアな活動が、町内会・自治会活動を通して民度の高さを実現しているともいえるでしょう。

(2011 さが塾公開講座「ご近所の底力～福祉力を高めるために」から講演録を引用、補足する)

## 4 福祉のまちづくりと自治活動

### (1) 町内会・自治会と行政の関係

町内会・自治会は、特定の地域の地縁によって結ばれた住民等によって組織された親睦と共通の利益を求める任意団体です。

もともとは、日中戦争(1937-45年)の頃から日本各地で組織され始めました。1940年太平洋戦争の戦時下に、大政翼賛会の最末端組織として国によって整備されました。軍事政権の支配下のもと、地域の監視体制を強化しながら、反体制に組する思想犯の密告や、戦争に非協力的な者に「非国民」というレッテルを貼り地域から排斥するといった集団的制裁を行うなど、戦争協力を進める組織団体となっていったのです。

戦後、日本国憲法の施行に伴い1947年5月3日ポツダム政令15号が公布され、町内会・自治会、それらの「連合会」等の結成が禁止されます。51年サンフランシスコ講和条約に調印し、52年条約の発効に伴い、5年半ぶりに禁止が解かれると、自治組織として再組織化され60年の歴史を綴ってきました。

ただ、解禁以降、一部の省の訓令には事実上の存在として「町内会・自治会」の文言の登場例が数例ありますが、国民一般への法的拘束力を有する法律・政令・府省令には、町内会・自治会に関する規定が全くなく、行政組織(国及び地方自治体)とは法的に無関係な存在となっています。戦時下のおぞましい過ちを二度と繰り返さないための決意の表れです。

法的な意味では、町内会や自治会は民法上における「権利能力なき社団」であり、任意団体です。しかし、1959年に発生した伊勢湾台風を契機として成立した「災害対策基本法」では、地域住民同士による防災活動が重視され、地域住民らによる自主防災組織の設置に関する規定が設けられました。

この自主防災組織は主に町内会・自治会を母体として設置することを想定したもので、東日本大震災以後、地域防災体制の整備の推進、特に地域での要援護者支援体制づくりなど地域防災の担い手としての重要な役割を果たすことを期待されています。

さらに、近年、地域コミュニティの重要性が認識されてきたこともあり、地方自治法で「地縁による団体」(第260条の2)と規定され、法人格の取得について自治体に申請する際の認可規定を明記している大阪府堺市の例もあります。

## (2) 地域社会の脆弱化

地域社会は、①人格形成の場、②人間性回復の場、③情緒安定の場、④安住の場、⑤消費の場、⑥相互の支え合いの場です。

これらは、そこに住む人々の連帯感や共同性から紡がれる「人とのつながり～きずな」の上に築かれるものですが、現代の地域社会はその根底の人とのつながりが揺らぎ喪失していて、人間存在の危機にあると危惧されています。

その大きな要因は、地域社会の脆弱化にあります。

急速な高度経済成長を遂げる過程で、①世代間の価値観の差の拡大、②核家族化、③人々の移動性・流動性の高まりを背景として、④地縁や血縁といった伝統的な紐帯（ちょうたい：ひもとおびの意から社会の構成を結びつけている地縁・利害などの条件、二つを結びつけてつながりをもたせるもの）が弱くなっています。さらに、⑤日本が成熟社会に入り、人々が個人の自由を求めると、家族の中でも一人一人が孤立し、⑥少子高齢化の中で世帯のさらなる少人数化が進む、など、⑦地域社会を構成する基本である家族の紐帯も弱まってきています。

地域社会の脆弱性について具体的に見てみましょう。

①地域での人と人とのつながりが弱まっています。近隣の関係も希薄で、できるだけ関わらぬよう当たり障りのない付き合い、挨拶程度の付き合いが多いなど、煩わしさを避ける傾向が強い一方、東日本大震災の教訓を受けて、地域の絆づくりが叫ばれ、意識的な関わりやつながりを求めていることも、その弱さが危機意識の底流にあるのでしょうか。

②地域への帰属意識が低下したことで、地域自体の人のつながりが疎遠になって無関心や無干渉といった風潮を広げています。さらに個人情報保護条例の影響で、積極的に個人に関わることを良しとしなくなったことで、支援を必要とする人が地域から「孤立や排斥」されることが是認されてきたことも要因の一つです。このような地域では、住民から福祉的な支援を受けることへの心理的抵抗は大きく、支援の申し入れに対しての拒絶も見逃せません。よそさまの世話にはなりたくないという思いの強さが、自立できない最悪の状態まで我慢して頑張るしかない状況をつくっているのです。

③このことは、町内会・自治会の組織率の低下、それ以外の地域でも町内会・自治会の役員や民生委員の確保が困難であるといったことにも、如実に現れています。

④地域にいる困った人たちの「困ったこと」が多様化し個々の対応が難しく、回避せざるを得ないことが多いというのも否定できない事実です。関わりたくない、関わると面倒、甘えられ頼りにされると拒絶する態度が、「無視」や「無関心」といった意識を広め、さらなる脆弱な地域化を加速させているのです。

次に指摘する身近にいる困った人の問題は、どこにでも起こっていることです。特に若い世代の傾向として考えることも可能です。個人の価値観や生活観、倫理観に関わることであり、個人を尊重するという社会の共通認識の中では、プライバシーの侵害といった反撃を受けてたじろいでしまうことが多くあります。簡単には解決出来ない問題だけに、触らぬ神にたたりなしと放置することが多い問題でもあります。その意味では、世間という縛りがゆるくなったことも一因しているのでしょうか。恥ずかしいとか笑われるといった世間体のモノサシが、その用を足さなくなった結果かも知れません。そして、その風潮が新たな世間感覚になっている地域も、都市部では表出しています。

- ・礼儀・マナーをわきまえていない
- ・恥ずかしさがわからない
- ・社会な連帯責任の意味が理解できない
- ・叱られても懲りないか納得しない
- ・人の痛みや悲しみを想像できない
- ・苦勞を回避する
- ・わがままを自己制御できないか自己主張という勘違いを起こしている
- ・目的志向が希薄か低い
- ・生活体験が不足している
- ・傷つきやすく、相手に責任転換し自己保身をはかり、そのための言い訳が多い

このように、地域に暮らす「人間の問題」が山積する中、それでもなお、そこに住んでいる心ある人たちが、子どもを健やかに育て、青年が希望をもって働き、老人が生きがいのある余生を送ることができるマチにしたいと願い動いていることも事実です。みんなで力を合わせて、このマチの将来像を考え追求していくところに価値があり、それがコミュニティを創るといことなのです。

地域社会は、よりよき社会を追究する住民の意識や態度のなかに見られるものであり、その自治を実現する手立てとして、町内会・自治会組織が機能しなければなりません。

そして、「自治」を考えるうえで、「ガバナンス(Governance)」と「ガバメント(Government)」という考え方を「協働性」を中心に一度整理しておきましょう。

「ガバナンス」には、「共治」「協治」「参加型統治」という訳語が当てられますが、それは「合意形成の実質的なプロセスそのものを重視した概念」であり、「多様で多元的な主要な利害関係者(マルチ・ステイクホルダー)との協働・コラボレーションを重視し、利害調整と合意形成を図るような枠組みや管理のあり方」であることを示しています。

それは、法律や選挙制度で規定された厳格でフォーマルな統治の仕組みである「ガバメント」に対して、より伸縮的で自発的で、地域の各種団体やNPO、ボランティアなどが行政や議会とも「協働」して統治していくような仕組み(共治・協治)の意味として用いられる概念です。

地域住民は、自治の担い手として、地域のなかで課題解決されるべき共通のニーズを検討し共有することから始まります。その解決のためのサービスが、誰によってどのように提供されるべきものなのかを判断しなければなりません。

そこで、行政サービスにと判断された場合は、政策過程への間接的または直接的な参加を通して、実現をはかる働きかけが必要となります。いまできないものについては「できる」ような仕組みを考えていくことが求められるのです。

行政依存型から脱却した「ガバナンス」という考え方が、福祉でまちづくりを進める上では重要となります。「住民自治」という考え方に立つことが求められ、その機能をもつ一つとして「町内会・自治会」という組織が存在するのです。そこに町内会・自治会の存在価値を見出さねばなりません。

### (3) まちづくりを進める町内会・自治会の5つの役割

それぞれの町内会・自治会の活動は、その地域・町の歴史や居住形態、就業形態がよく反映

されているものになっています。

そこで、町内会・自治会は、住民自らが安心して住みやすい地域（まち）を連帯して創っていくことを目的として、その役割は大きく分けて5つあります。それらに関わる活動を今一度整理してみてください。あなたの町内会・自治会では、どの役割のどういった活動が中心になって行われているのか、また手薄になっているのは何かをチェックすることで、町内会・自治会活動の傾向を分析し、さらに改善を加えることが可能となるでしょう。

万遍なくなされている活動に、その年度や地域のニーズへの対応により、軽重を付けることで、目標が重点化し目的が明瞭になります。それで活動意欲や意識が高まり、取り組みが強化されることもあるでしょう。

また、そこから新たな課題が浮かび上がるかもしれません。継承されてきた活動がマンネリ化したと感じた瞬間から、関心とともに意欲も失せていくのが現実であり、活動が停滞する大きな要因です。

その打開策をいかに見出していくのかが、住民自治の力の見せ所ともなるでしょう。地域の問題は現場でなければ感じ取ることができず、解決できません。

- ①生活環境の整備～**ゴミ問題 1**、騒音、自然保護、河川・掘り割りの清掃、美化活動、空き地・空き家対策、など
- ②住民の安心・安全の維持～防犯、防火、防災、**交通安全 2**、など
- ③地域住民の文化・レクリエーション活動～親睦・交流・**健康づくり 3**を目的としたスポーツ、行事や地域の芸術・文化活動を目的とした慣習の継承のための祭典の運営や伝統芸能活動、地区文化祭の開催、など
- ④地域住民の福利厚生活動～**高齢者 4**や障がい者、子どもへの福祉活動、共同募金等への活動参加や募金協力、慶事・弔事への参加や協力、町内会館等の施設管理（パークゴルフ場、公園）、など
- ⑤広報・調査～行政や社会福祉協議会からの委託事業、町内会・自治会報の作成

（網掛けは、2000年（財）あしたの日本を創る協会の報告書の活動の上位分野を表示）

これらの役割を果たすことを阻害している最大の要因は、「加入率の低下」であり、どの地域でも共通した課題です。

加入について最高裁判所の判例があります。埼玉県営住宅本多第二団地（新座市）の町内会で、加入していた会員が、町内会に対して不満があり退会を求めて争われていた裁判で、最高裁第3小法廷は2005年4月26日に「町内会は強制加入団体ではなく、退会は自由である」という判決を下しました。しかし、共益費の支払いは命じられているのです。共益費は町内会費ではないということです。

ここでは、町内会が未加入者から共益金を徴収することは可能であるというように読み取れます。現実の問題は、町内会未加入者からこの共益費をいかに徴収するかということですが、そう簡単にはいかないことで悩んでいるのが現状です。

#### （４） 町内会・自治会活動は市民教育の機会と場である

町内会・自治会活動を通して、住民自治の考え方やその活用の仕方を身をもって学ぶこととなりますが、同時に「市民教育」としての現場でもあります。「市民」とは次の資質をもった人であるといえます。その「市民」を活動を通して育てる機会と場であることを

粗末にはなりません。

- ①自らの権利と義務・責任についての理解と自覚
- ②社会への関心
- ③公正、平等、人権の尊重
- ④社会的連帯意識
- ⑤地域社会への積極的参加
- ⑥政治、行政制度への関心

これらの資質をもつ個人が、市民の資質をもつ人といえるのです。

そこで、市民としての意識や行動を高めるチャンスが、ボランティア活動や社会参加活動に求められます。町内会・自治会活動もまさに市民教育の機会と場となるのです。

それは、福祉のまちづくりのために目的を共有し問題解決のために市民としての責務を果たそうとする意識やその行動から生まれてくるエネルギーとしての「市民力」として結実するのです。町内会・自治会活動は、その市民力が発揮され、自治を体現した福祉を実践する場そのものになります。

## 5 町内会・自治会の機能をいかに高めるのか

町内会・自治会運営には、確かに大きな課題が山積しています。しかし、それをこのまま放置しておくことはできません。そこに協働のまちづくりを提言するそもそもの動機があります。

では、なぜ地域福祉に住民参加が必要なのか、なぜ市民が主体的に地域の問題に関わらなければならないのかを、次の視点で考えてみましょう。

### ① 少し手助けすることで、解決できる事が多いということ

「ちょっと手を貸してもらって、ちょこっと楽になる」

電球の付け替え、家具の移動、大型ゴミ出しや片付け、草むしりや庭木の剪定など、近隣の関係で気楽に取り組むことのできることはたくさんあります。きっかけは、一声かけられるかどうかです。

### ② 顔の見える関係作りを、日常的にしているということ。

あいさつはそもそもお互いの人間関係を作っていくものです。また、民生委員の方が当事者を訪ねても、なかなか会えない、会ってくれない。けれども、あそこのおばちゃんはその人とは関わっているという情報をつかんで、民生委員の方はきっと当事者のところには行かないで、遠回りでもそのおばちゃんところに行って情報を伺って対策を練るということもされているでしょう。

また、回覧板の活用も一計です。必ず手渡ししようと呼びかけるのです。挨拶を避けている人も避けられなくなります。みんながするからしなくてはならないという世間力を逆手にとることになります。

### ③ 認知症など深刻な問題になる前兆をつかめること

「あそこのおばちゃん変よ」という噂になって広まるんじゃないかと、大事な関わり合い方をするチャンスが生まれた、さあ、みんなでサポートしていこう！ その意味でも、認知症についての理解を促す研修や情報、さらに認知症サポーターの養成が重要となります。ここに市民教育としての福祉教育が地域福祉を進める基本ともなるのです。福祉に関する

知的財産を地域に貯めることが、福祉教育の役目でもあります。

#### ④ ボランティアや助け合い活動が、地域へのつながりや一緒に何かしようという協働性を生み出していくこと

その結果として、地域での暮らしや個々の生き方を変えるきっかけにもなります。自分の居場所や生きがいを見出すことにもつながります。

地域行事への参画を進めるためにも、人がいなくてと嘆く前に「価値を見出し継続を」すべき行事がきっとあるでしょう。サロン活動も、地域の中の居場所づくりとして行うだけではなく、グループホームの居住者との交流の場として活用することで、ボランティアの活動の場が広がります。また、福祉施設で生活している人を、地域のサロンに参加してもらい「逆デイサービス」という事業も、すでに他市では取り組まれています。

社会資源のネットワークをいかに広げ強くするのは、関わった人のアイデア一つで、豊かになります。できないという否定から考えるのではなく、できる可能性を見出すところに考える楽しさを見つけましょう。

#### ⑤ 自分でも自覚していないまま、ボランティアをしているということ

自分でも自覚しないでボランティアをやっている方、「ちょっとボラ」の多くはこんな人たちです。微力ですが、それを地域で全部一度引き出してみてください。「こんなものある、あんなものある、そんなものある」と重ね合わせていくと、物凄くたくさんの「ちょっとボラ」があるはずです。それが、その地域の豊かさであり、“市民力”となります。それこそが、地域の皆さんが誇るうる地域の活力の源となる“市民力”を育てる土壌なのです。

特別なことをしているといった自覚のないまま参加している活動が、それが普段の当たり前という感覚であるならば、個々の精神的な負担も少ないはずです。

#### ⑥ 自分の能力に相応した活動には誰もが参加できること

選ばれた特別な人が活動するのではなく、誰もが参加できるような活動を想定し、参加を促すことで、地域が一人ひとりの暮らしの場になります。ボランティアをすることにも何か特別なことのように気になるのですが、そうではなく身の丈に合った活動をすればよいのです。ボランティアについて、昔言われた「お金と暇がある人がやること」という認識は、まだ解消されていないのではという気がします。

だからこそ、高齢者も障がいのある子も人も、子どもも、病弱の人も、そうでない人も、誰もが地域の中に活躍するポジションがあるということが、その地域の福祉力を高めることになることを実証すべきです。一方的に弱者の側に人を追いやるようなことをあなたがされたら、どんな気持ちになるでしょう。福祉活動は誰でも参加できます。そう考えて、自分の時間や能力相応にあった活動をしているかどうか確かめてみてください。無理は禁物です。断る勇気も必要です。「拒否」することもできます。曖昧な対応は、自分を窮地に追い込みます。世間でお人好しと言われている人ほど、断り切れずに苦しんでいるかもしれませぬ。

#### ⑦ 少し地域の人との関係が和らぎだしたときによりやく自分の本領を発揮できること

まず動くこと。関係作りから始まって、自分のすっぴんの姿をちゃんと見せられるような関係になると「ひともうけ（人儲け）」が出来ます。「あの人に頼めば大丈夫だよ」「あの人に聞けば大丈夫だよ」という地域との信頼関係ができるでしょう。一度信用されると、



裏切ることは出来ないのが、人情。だから、もう少し頑張る。その繰り返しの中で、自らが人として成長していくのではないのでしょうか。一石二鳥、人のためと思いきや自分の身のためになって、その人も自分も生かしていくのです。

ただし、ここでも無理な背伸びは自重しましょう。

#### ⑧ 人は誰かの役に立ちたいと願望していること

どんな状態になったとしても、やはり人は誰かのためになりたいという思いが強く残っているのではありませんか。認知症で時々正常に戻るお母さんがいました。突然意識が正常に戻る。戻った瞬間に息子に「すまないね、申し訳ないね」と謝りだけでまた認知の世界に入っていく。これもつらい話です。自分がどれだけ世話になっているか、世話をかけてごめんね！ って。謝りだけが正常に戻った時間の唯一の言葉。人が世話になる事に対して気後れするという辛いエピソードです。

辛さを感じながら「本当に申し訳ない」という感謝の思いを持って生き続けていることを、サポートする人はきちんと受け止めていかなければなりません。よくボランティアは「人のためじゃなくて、自分のため」なんてことをおっしゃいますが、どっちもあるんだろう。活動することによって自分が救われるし、成長をしていく。それが当然相手にとって大事なサポートになっていく、相手のためになっていく。両面あってもいいじゃないですか。

それが、普通のボランティア感覚です。江戸の時代の教訓はいまも生きています。

「稼ぎがあって半人前、つとめを果たして半人前、両方合わせて一人前。

つとめはひとさま、世間様のためにひと肌脱いで役に立つこと」

#### ⑨ 世間体という曖昧な見えない不文律の中で生きてきたということ

「智に働けば角が立つ。情に棹させば流される。意地を通せば窮屈だ。兎角（とかく）に人の世は住みにくい」（夏目漱石『草枕』より）ばかりに、世間体をつくろって周りに排斥や非難されないために、同一行動を余儀なくされて生きてきたことは否定できません。

一方では、それを「世間のつながり・絆」と言い換えるだけのしたたかさを持って、問題解決にも当たってきたのです。

確かに行政依存の高い場合もありますが、税金では賄いきれない事態が起こっていることはすでに承知している現代、我慢を強いられた生活をするのか、自力で解決策を見出すのか、そのしたたかな生き方が求められているともいえます。

自分が暮らしているところを少しでも住みやすくしたいという欲求が、町内会・自治会活動を活性化する原動力(エネルギー)です。課題の共有と解決への協働、そして解決されたときの喜びが次の問題解決へとバージョンアップして発展するのです。そこに「世間力」というもう一つの見えない力が付加されてはいないのでしょうか。

「世間力」とは、誰が指示命令の発信源なのかはわからない。批判もそこそこに、「そうあるべき」と簡単に受容してしまうだけの強い感化力と拘束力を持っています。さらに暮らしのあり方に非常に大きな影響力を持つことで、個々をマインドコントロールするのです。そして、人は、そこで従順に生きることを求められます。

その世間力を別の影響力に変えることができるのも、そこに生きる人たちの思いの強さでもあります。いま一度どんな世間に生きているのかを確認してみたいか、いかがでしょうか。もし世間が狭ければ、少しばかり広げる努力が必要となるでしょう。近隣の関係の煩わし

さは、この世間の狭さから来る「息苦しさ」にあるのです。

#### ⑩ 知らず知らずのうちに子どもにふるさとを手渡していること

子どもは知らず知らずのうちに、大人の後姿をちゃんと見て育っているということです。人の悪口や陰口が少ない世間ほど、子どもに安心して穏やかな情緒感を育てる環境を与えることにもなります。

その後姿を見せられない、情緒感を育てる環境を作れなくなった父親、母親、そして地域の大人たちが問題です。大人に対しての不信感も含めて、それは学校の先生にもいえませぬ。先生は「教育する」という。「教育する」ことは、教科科目を教える事はプロとして当然の職務ですが、自らの人間性をいかに深めるかというところで頑張らないといけぬ。

『「師の背中」を見て弟子は育つ。だが「背中の師」に育てられた人はそう多くはない。先日亡くなった落語家、古今亭円菊さんの師匠は昭和の名人、古今亭志ん生。円菊さんは若いころ、体が不自由になった晩年の師を背負い、寄席や銭湯へ毎日通い世話をした。

同期や後輩がどんどん売れていく。「おぶってばかりいると落語家生命がなくなるぞ」と言われる。それでもなお、背負い続けた。文字通り身近に接した師匠との日々は、きつと大きな糧になったことだろう。おぶい役を代わったのは3年後。円菊さんは斜に構えたポーズと独特のイントネーションで人気者になっていったという』(日経春秋 2012/10/22)

子どもは、ふるさとで生きています。

「農協に勤めることが決まったので、地域の方々に信頼され、さらに地域に関わっていけるオトナになりたい」と、地元就職してその仕事を通して生きることへの強い意思を示した高3の女子のレポートに心打たれました。

翌朝彼女は、「明日からの自分は、今までとは違い、様々な角度から物事を捉え考えていきたい。自分が思っていたことがすべてではなく、相手にとって今どう思って何を必要としているのかという気遣いを大切にしたい」とふりかえったのです。

北海道で毎年開催されている全道規模のボランティアの研修と交流事業「ボランティア愛ランド北海道」が2011年10月に道北のマチ士別市であり、全道各地から集まった子どもたち80名が泊まり込みでボランティアについての学習をしたのです。

そこで私が出会った女子高生は、まさに生まれ育ったふるさとの人とそのつながりをボランティア学習を通して確かめ心の変容を知ったのです。逞しくその一步を踏み出したところに立ち会うことが出来ました。

子どもにいかにふるさとを手渡すのか、それが先人の私たちの役目でもあります。子どもに手渡すためには、「福祉でまちづくり」の思いや願いをカタチにして行動できる大人でありたい。小さな幸せを分かち合えるそんなふるさとと人であってほしいのです。

## 6 地域は人生の舞台である

日常的にできる小さなことの積み上げこそ、その地域の暮らしを支える風土であり暮らしを豊かにするエネルギー源そのものです。

大袈裟にこざかしいことを仕組むではありません。挨拶をし合える関係づくり、話ができる関係づくり、世話焼きができる関係づくり、気楽に集まれる拠点づくり、助け合いの仕組みづくり、人と人との良い関係づくりが広がるサロン活動やイベント事業など、子どもから高齢者まで、誰もが自分の住んでいる地域というエリアを舞台にできることがた

くさんあります。

その舞台を創る町内会・自治会という組織がなにを担うのか、そこが問題です。その力にも当然限界があり、やらなければならないこととできることとできないことを区別しながら、何を成すべきかを判断しなければなりません。

例えば、支援を必要とする人に対して、どのような仕組みを考えたらいいのか。これこそ地域に住む人たちのつながり方や知恵を集積していく要として町内会・自治会の機能を試し高めることとなるのです。

相談や気づきを集める仕組み、気づきを受け止め対応を検討する仕組み、安否確認、見守りや買い物など生活を支援する仕組み、ふれあいいきいきサロンなど引きこもらず外に出て人に会おう仕組み、情報の伝達や地域づくりをすすめるネットワークづくりなど、町内会・自治会の組織力、情報収集・伝達力、資金力、支持力は侮れません。

ほっておけない、見てもらえない、なんとかできないか、というそんなひとりの思いを紡ぎ、こうしたい、こうしてほしい、実現しようというカタチにして力を合わようとするところに町内会・自治会の存在価値と問題解決に向けた実践力が、機能として高められなければならないのです。一人ひとりのこだわりやおもいを「地域福祉力」に束ねていくのです。

日常のごく当たり前の生活にこそ価値があり、それを妨げるものが課題です。その小さな問題にこそ、日常の不安や不満がたまって息苦しさを感ずるとすれば、放置することはできません。その前兆を感じ取るのはそこに住み生活する人に勝るものはいません。町内会・自治会が機能不全など起こしてはならない所以です。

そのためにも、指摘されている町内会・自治会の内部に抱える問題をしっかりと見つけ、その解決に努力しませんか。ひとりでも多くの人を暮らしの紡ぎ手として尊重し、協働の担い手として活躍して欲しいという強い願いを実現するためにも、いま一度町内会・自治会の果たすべき役割と責任を、心ある人たちと分かち合いたいのです。

それは、町内会・自治会は単なる任意団体ではなく、地域福祉を進める地域の推進母体だからであり、子どもにふるさとを手渡す重要な役割があるからです。

## 7 町内会・自治会の「居場所」としての機能とは

「居場所（たまり場）」の一つとして町内会・自治会の機能を明確しながら、その「魅力」を確認していきたい。この機能は、地域での人の集まる場所に当てはめると、具体的にその働きを確かめることができるでしょう。例えば、老人クラブや地域サロンは顕著にその働きを見ることができます。

まずは、10の機能から分析を試みましょう。町内会・自治会にこの機能のいくつかが欠けていることが問題点ともいえるかもしれません。その解決の糸口となるのは、常にそこに「求める人」を見出すことができるかどうかです。

### ① 仲間がいる安心

気心の知れた人がいることで安心感や安定感を生みます。その集団に気心の知れない人や気の合わない人がいると集団に入っていけなくなります。また世間が違いすぎると親しくなる可能性が低くなる場所に町内会・自治会の運営の難しさが指摘されます。基本的

には、雑多な集団が形成されることはほとんどなく、集団は同質化し同調できないものは排斥排除される傾向になることを承知しておくべきでしょう。

人は自分に見合った集団の中で生きる。そこに自分の居場所を見出すからです。自分がそこにも違和感なく安心できる、くつろげる、身構えなくてもよい、仲間として認められる。そこで、仲間に会えることを楽しみにすることで生活に張り合いが生まれ、仲間に認められるためにもルールやエチケットを守り、身だしなみ（おしゃれ）にも気を遣うことになる。

仲間として受け入れられることの幸せ感は、何ものにも代え難いものです。

町内会・自治会に快く参加できるかどうかの鍵は、顔見知りの関係にとどまらず少し親しい関係の人がいるかどうかあるともいえます。世間体だけのつながりでは、どちらも壁をつくって壊そうとはしない。いつまでも表面的な「仮面同士のつきあい」が続き、仲間意識は生まれません。

## ② 情報交換の場

「個人情報の保護に関する法律」（個人情報保護法）で世間との関わりの薄い人たちは自分が護られていると考えている反面、世間と疎くなって問題が生じたときにサポートする人が身近にいないという事態が生じます。また、周りの人間にとってみるとその保護法があることで、その人との関係を遮断する正当化の根拠を得て、公けに排斥排除しているという事実気付いていないことが多いのです。

そのような中、居場所では様々な町の情報が入手しやすく、福祉サービスの情報もわかりやすく入ってきます。それは情報を伝える人が、その場に集う関心のある人たちに噛み砕いて情報を伝えようとするからです。難しい内容や一読では簡単に理解できない内容などを、相手の理解度や情報の必要度合を判断して、易しく説明することができる人の存在は、地域にとって福祉を進める大きな戦力です。特に高齢者にはかけがえのない存在となります。

また、近隣や地域の困った人や困った事の情報が頻繁に入ってきます。これも世間力の一つで、世間の口に戸は立てられません。そこで、仲間内の問題の場合は親身に相談に応じてくれる場合もあります。情報の鮮度もまだ高く、関心と呼ぶこともできます。反面、人の不幸を喜ぶことも当然出てきます。置かれている境遇の格差が一種の蔑視観や優越感をもたらすのは避けられません。それを是正しブレーキをかけることができるのも居場所に集う仲間たちの力でもあります。情報社会の倫理性が問われる昨今、倫理性を担保することも重要です。そのような「冒してはいけない空気」を感じさせることが集団統制ともなり、新たな世間の規範意識を育てることになります。

## ③ 心の病院

うちにいて不安やストレスで塞ぐ心が、居場所で仲間に会うことで気持ちが明るくなる、憂さ晴らしができます。ボランティアスクールの同窓会の会合が定期的にかかれたときにひとりの女性が遅れてやってきて、みんなの顔を見に来たと私に静かに話し始めました。事情を聞くと母親が重篤な状態で看病をしていたが、辛くなってつい病室を出てこの場に来たといいます。誰彼が慰めの言葉をかけるわけではありません。そこにいてだけで慰められることもあるのです。仲間と一緒にいる安心感は、悩みを持ったその人だけのものです。でも、打ち明けられることで、その辛さを少しは分かち合うことができるのです。

#### ④ 困った事、悩み事の解決

相談事があるときに何でも打ち明けられる雰囲気があることが重要です。建て前よりも本音を語ることができることで、心の負担が軽減することと、解決のためのアドバイスを受けることが出来ます。

心配事や困った事は、周りに話すことに抵抗感を持ちます。自分のこころのうちにしまっておきたいこともあからさまにしなければならない。恥ずかしい、あるいはこんなことでとバカにされるのではと想像するのが普通であり、なかなか本心をさらけ出すことは難しいことです。

世間体をはばかって、なかなか言い出せないのですが、一度吐き出すと楽になり、共感的に受け入れてもらうことで、解決へ向けての自身のモチベーションも高めることができます。

ただ単に相談するだけではなく、解決のための行動化を促してこそ、人は主体的に人生を歩むことができます。それが生きる自信となるのではありませんか。

体調が不調で例会に出席できない仲間を見舞うついでに、その家で例会まがいなことをしてあげることも一考です。例えば碁を打つ、将棋を指すといったことが可能であれば、出歩けないが自宅で仲間と楽しく過ごせるのです。場所を固定することなく、たまり場のサイズを柔軟に変えて運用することで、問題解決を図ることも可能です。

#### ⑤ 安否の確認

独居でいつも来る人が来ないと様子を見に行こうという気運も生まれます。また、その家の様子を伺うことも出来ます、郵便受けの郵便や新聞などが溜まっていないか、洗濯物や煙突の煙、カーテンや家の灯りなど生活の匂いのするものがあれば、家にいることがわかります。顔見知りであれば気楽に声をかけることができる、これが仲間のいいところです。

ある宗教団体の仲間が、突然顔を出さなくなった仲間と連絡が取れず、その人の自宅の近隣で入院したことを知って見舞いに行きました。その時の様子を、銭湯で出会った仲間に快復の様子を伝えていたのです。居場所は一つではなく、時に仲間が数人集まる銭湯にも波及する事実を知りました。

#### ⑥ 日常の助け合い

きさくである、こころの負担が少ない、といった関わり方は、例会等の延長線上に、世間話、おかずのおすそわけ、ゴミ出し、買い物の頼み合い、通院の介助など、助け上手・助けられ上手の関係づくりへと発展していきます。日常的に軽く関わるのが付き合いを長くしていきます。お互いに負担になるようだと、特に助けられることが多いと貸借関係で借りを多くつくることになり、貸借のバランスが崩れ関係が破綻することが少なくはありません。

エチケットや互いの気遣いは必要です。親しき仲にも礼儀あり。親しくなるととかく遠慮がなくなり、相手への心遣いが粗略（おろそか、ぞんざい、なげやり）になりがちで不仲の原因となります。節度ある付き合い方が求められる所以（ゆえん）です。

一度不仲になると、その関係修復は難しく、不信、疎遠、排除、非難など攻撃的になると本人も相手もストレスを抱えることとなります。

加齢とともに物忘れが多くなりますが、その「忘却力」と日常的にいかにつき合ってい

くかがお互いの課題となるでしょう。うまくつき合っているのは「丸ごと引き受ける」という態度ではないでしょうか。

#### ⑦ 閉じこもりの解消

高齢者の閉じこもりの弊害を考えてみましょう。誰とも話さないことでの意思疎通できぬ孤立とそれによる心身の老いの進行。思考能力の低下に伴う言語能力の低下。テレビ視聴重視の受け身的な生活でかつ不規則で怠惰な生活。生活環境の劣悪化。ゴミの処理や整理整頓・掃除・入浴・運動(散歩)など健康の自己管理の困難性。心配事や悩み事の解決への道が閉ざされ、思考停止に陥り、現状で我慢を強いることとなります。最悪の事態でSOSが発せられ、回復不能や遅滞が起こるのです。

そのような世界に浸っているときに誘い出してくれると、外に居場所を見出すことができ、生活改善の糸口をつかむことができます。老人クラブの存在理由の第一です。

その意味では、誘い出すのが上手い人がいることも、クラブの人材として評価されます。また、クラブの活動は子どもたちの交通安全指導など、社会参加活動も積極的に行っていることもあって、そのような活動に誘い合えば、社会的有用感を味わう入り口ともなるのです。

しかし、なかなか閉じ籠もったひとは外には出てこない。出てこられない要因があり、それが解消できないからこそ、社会的に隔離された状態にいるのである。孤立しているのです。町内会・自治会活動の重要な案件です。

#### ⑧ 福祉サービスと連携

情報通はどこにもいます。その能力をいかんなく発揮してもらいましょう。また、身内の問題で悩んでいた人が、その経験知をもって相談窓口の人となる。親を看取った人がその経験を生かすアドバイザーともなります。

仲間内では解決出来ない問題も多くあります。そこでどこに直接相談するとよいかという情報も大いに役立ちます。福祉の問題を社協や行政の窓口へつなげる「口利き」を必要とします。その人材を育てることも町内会・自治会仕事の一つではありませんか。

そこで、町内会・自治会、老人クラブやサークル、民生児童委員、ボランティアなどを、ひとくくりの対象とした研修プログラムも有効です。まちに相談の窓口としての「街角コーディネーター」を養成していくことが、地域の福祉力を強める確実な方法でもあります。

また、地域の社会福祉施設との連携も、専門家集団がそこで働いている以上、地域の社会資源として有効に活用すべきです。

#### ⑨ いざという時の助け

ひとり暮らしで一番心細いのは、風邪で寝込んだり、腰痛を患い動けなくなったときではないでしょうか。最悪寝たきりになったときに助けになるのが、たまり場で出会った仲間たちです。気心がしれるということは、いざという時にSOSを発することができるということなのです。そのためにも、連絡手段を持たなければなりません。携帯メールはこれからの世代は当たり前ですが、せめて連絡できる態勢をつくっておかなければなりません。個人的なつながり方を事前に作っておきたいものです。

また、入院治療を終えて症状が落ち着くと否応なく退院処置が取られます。退院後の療養中の公的なケアだけではなく、ちょっとした手助けが嬉しいものです。また、入院中の見舞いや臨終のときの最期の看取りなど、関わる人の多さがその人の人生の豊かさでもあ

ることを認識したいものです。

#### ⑩ まちの連帯感の醸成

サロン活動では、気のあった人たちと集うことが多いのですが、サークル活動やボランティア活動など積極的に動いている人は、さまざまなたまり場をもち、さまざまな人と関わっています。その人こそが町のネットワークカーです。どこでだれとたまっているかわかっていて、適度な刺激や情報を供給する提供源となります。また、そのような掛け持ちをしている人を通してたまり場同士が結びつく。そのたまり場がまちの空間の一部として定着していくことで、まちがカタチ付けられていくのです。

まちの活気とは人が動いてはじめて肌を感じられるものです。まちの問題や暮らしの問題に気づき解決しようとする気運が生まれ、解決のための行動がおこされ、そのなかで達成感や失敗も生まれますが、単体での活動から他との連動を意識した活動が提起されることで、さらなる課題への挑戦が始まるのです。

その最初のきっかけこそが「たまり場」の人とつながる機能そのものです。人は人につながるといふことに喜びを感じるのではありませんか。共感性こそが相互理解の前提となります。

## 8 行政が進める福祉行政の役割

### (1) 問題提起

2012年10月29日（月）、登別温泉で胆振管内の連合町内会の研修会があり出かけました。そこで、懇意にしている町会長の山崎信一氏から、助言されました。

「うちの町会は福祉委員を置かないんだ。置くと、周りは手を離す。委員のあなたの仕事でしょと、簡単に人任せにする。預けられた方は責任重大。こんなことって許される？ 地域の一人ひとりが責任を分かち合うためには、特定の人にだけ責任がかかるような地域をつくってはならない。みんなですっかり見守ろうということをやっているんだよ」

みんなというカタチでもやる人はやるし、やらない人はやらない。けれど特定の人だけの役割にすることだけは避けなければならない。

行政や社協は、福祉委員を町内会・自治会に置いて、地域の見守り活動の充実を図ろうとしますが、地域によっては、その方法がよいとは限りません。それは、そこに地域の特性、あるいは狭い意味での「世間」が存在するからです。その制度を必要するかどうかは、その地域の町内会・自治会の運営に関わるからです。行政や社協の下部組織ではない限り、町内会・自治会の機関決定を必要とするのです。それが、住民自治の本来の姿でもあります。

登別市のある町内会の事例から、地域というそれぞれの特性をいかに把握するのか、いま一度考えなければなりません。

ここで、行政が進める福祉行政の役割について確認しておきましょう。

行政は、住民の福祉を最終的に担保する主体として、公的な福祉サービスを適切に運営することにあります。また行政は、「住民との協働の担い手」として、次の役割を果たします。

- ① 住民の地域福祉活動のための基盤を整備する。

社協と協働しながら、行政が成すべきことを市民と共に見出すことも必要です。  
買い物・通院等の交通アクセスの生活改善、活動拠点の整備や人的な配置など。

② 専門的な支援を必要とする困難な事例に対応する。

障がい者や生活困窮者、教育福祉の対象者等、地域では対応不能なケースをサポート。福祉サービス制度の活用と充実。

③ 住民の地域福祉活動と公的な福祉サービスとのつながりを改善する。

この時、社協は仲介役として、その役割を果たす

そこで行政の福祉の進め方について木原孝久氏は、次のように問題点を指摘しています。

「ただ、地域で福祉活動（事業）を展開するとき、または行政や社協が住民に活動を促すとき、必ずといっていいほど、『こういう活動を』と新たに構想し、そのための予算を計上し、人を集め、対象者を分別・収集して、そして担い手とを人工的にむすびつけようとしてきた。このプロセスこそが『活動（推進）をする』ことだと思い込んできた。

だからひとつの活動が始まるまで大きな労力と時間がかかる。それで『やった気がする』わけで、それがその後のモチベーションを維持する。ここには、『活動をつくる』担い手主導（関係者主導）の意図が見える。

労力がかかるが、担い手のやりやすいように活動を組み立てるから、一度レールに乗ると負担が軽減される。やりやすい人を選べば済むことになるし、そういうように相手を変えるといい。その分受け手は活動されることを強いられることになるから、進んでサービスを受けようとはしなくなる。だから、ニーズの発掘に手間がかかるのではないか。

活動は担い手側が作りあげるものという意識がある以上、ひたすら自分たちの活動が上手く運び完結することに集中する。その分、地域で住民たちが日常的に取り組んでいる『ささやかではあるがより相手の身に添った』活動へ目が向かないし、関心も低い。そこで、『私たちはこれだけやってあげているのに…』、住民は受け取るばかりでなにもやっていないと結論づける。活動の一方的な押し売りの結果は、地域の住民同士の助け合いの力を奪っていく」

ここで表記されている「活動」という二文字を、「福祉協力員制度」に読み替えてみてください。いかがでしょうか？

## （２）福祉施策が上手く展開しない要因

行政の福祉施策がうまくいかない要因はここにあります。住民がその提案を押しつけられていると感じている限りは、「納得」できないのです。それぞれの地域にある「世間」をないがしろにして、公平平等に一律に事を進めようとするときに、それは行政の「よきこと」という善意が見えている以上、おおっぴらに反撥できません。だから行政はそれを承諾したと解釈し、押し進めようとするのです。声なきは同意したとみなすのです。

善意の押し売りほどやっかいな事態はありません。悪意があれば人は拒絶できますが、善魔ともいえるものには無抵抗であることに、苛立ちとあきらめを抱いてしまうのです。

そして、提案した行政担当者は、機関決定したものをおいそれと覆すわけにはいきません。なぜなら、自分の能力を否定することになるからです。なんとしても実現することに全力を尽くすこととなります。実績をいかに積み上げるのか、人事考課に響くことにはシビアにならざるを得ません。また、一方で新規事業は財政論議でもあり、「根拠の弱い事



業は理由（理屈）を強化」して対処することが求められ、予算獲得に血眼になるのです。

なぜそのような事態を生じるのか。地域を見ているようで、結局机上論の分析でしかない場合が多いのではないのでしょうか。「新しい論」を構築することが、彼らの「仕事」としてあるからではないのでしょうか。調査結果、原因が判明しそれを解消するための方策を練ることが、行政担当者の手腕を発揮するところであり、そこで論議され決定された事案は、行政としてやらねばならないこととなり、予算が付くことで事業化されて前に進みます。間違ったルートではありません。正常な手続きを踏んで、施策は正当化され進められていくのです。しかし、時に反論があっても、「よし」とするところに「行政の圧力」を感じざるを得ない場合も出てきます。

そこで、官尊民卑の意識が根強い市町村・地域では、住民は黙るしかないのです。お役所のやることは善であるという前提がある以上、その仕事を冷ややかに見ながら、建て前で受け入れつつ、いつもと変わらぬ生活を続けるのが「庶民」です。

また、世間は特に「利益関係」で動きます。財源の少なくなった行政が及ぼす影響力が弱くなってきている部局もあります。それが顕著に表れているのが「福祉関係」でしょう。住民参画を強く標榜しなければならなくなったことで、より住民のニーズや意思を尊重しなければならぬ。しかし、その方法や姿勢に「違和感」を感じているのは行政であり、そもそも苦手なのです。自分たちの職域を冒されるという危機感を持っているのではないのでしょうか。保身に走ることは否めません。

そこで、いまこそ公務員としての「専門性とリーダー性」を発揮しなければならないのではないかと考えます。地域福祉を進める上で、社協や町内会・自治会、地域団体との協働を具体的にどのような事業にいかにも実現していくのか。地域住民が「納得する（合意形成）」ことではじめて動く福祉事業もまたあることを認識することが肝心でしょう。

## 9 近隣の助け合いをいかに強めていくのか

### (1) 身近な人間関係をつなぐ、それが「福祉」の入り口

地域福祉の実践は、「身近な人とのかかわりやつながり」を意識させることです。

そのための「日常的な支え合いや助け合い」をさりげなく、気負いなく、当たり前に行動できる風土をつくるのが大切です。

地域の福祉課題を、素直に受け止めて、考えて、行動化されるよう、「自治会」という組織を、大いに活用することです。

さらに、町内会・自治会を核にしながらか「活動」を日常的に仕組み、積み上げていくことで、そこから「ともに生きていく」実感として、共感的にその地に住む人たちに共有されていくのです。それが「ふるさと」という愛着を深め合うことになるのです。

### (2) 近隣の助け合いの有利性と危うさ

人はまず近隣で助け合い、小地域段階でさらに支えの輪をつくり、これを公的福祉が支えるという「自助・共助・公助」が機能してはじめて福祉のまちになるのです。

しかし、助け合い以前に近所付き合いはしたくない。プライバシーも侵されるし、面倒な人もいます。そもそも他人に関わるのは煩わしいという思いが強いのは誰しも同じであ

り、いずれも同じです。

世間という不文律の縛りが、世間体としての見栄や外聞を気にしながらも、いらぬお節介を焼いてしまうのも隣り近所の人情でもあります。

人は世間の評判を気にするあまり、お体裁だけでも見せなければならない。建て前でもそれを承知で世間も容認する。端的に言うと自分の隣から孤独死を出したくないのです。もしそのような事態になれば、世間の口うるさい人たちが自分を責めるだろうと容易に想像がつかます。そのためにも、袖触れ合うも多生の縁とあきらめて、関心を持たなければなりません。

それが、近隣の助け合いに有利な条件でもあります。家の事情が多少ともわかるから困りごとが分かる。交流がないわけではないから困ったときに手が出ることもある。近くに住んでいるからいざという時対応できることもある。

そこでは、予告なしに否応なくその事態が起こり、それに巻き込まれて生きるのも世間の世間然とした関わり方です。だから、人は拒絶できない立場に追い込まれることがあることを容認して生きているのではないのでしょうか。

そこで近隣をほっとけない現象が起こることになります。ただし、動こうとしない限り何も変わらないけれども、そこに「世間力」が働くことを見逃してはなりません。ほっとけない現象を有効にするためには、その前提となる「かかわり」をつくっておかなければならないのです。利点をいかに活用するのかという視点も一歩間違えると相手を傷つける結果となることを念頭におき、危うい部分を指摘しながら考えてみましょう。

① お互いの困りごとがよく見える。そこが助け合いの起点となる。ただ、困りごとをオープンにする場合は、助け合いもしやすいが、世間体を考えて助けてもらうという態度を示すことが本人には苦痛を伴う。ここをどうクリアできるかが鍵である。

② 否応なく人間的交流がある。どこでも最低限の付き合いはある。しかし、その最低限の付き合いも挨拶程度で済ますケースが多い。それ以上に一歩踏み出すことがなかなか出来ないと近所付き合いの難しさがある。

③ いざという時対応しやすい。とはいえ、困ったときはお互い様と 24 時間いつでも対応できるのかどうかの付き合いの深さに関わる。夜中に戸を叩いても OK という関係までどのように深めていくのか。この場合一方的な関係では上手くいかない。

④ いろんな人材が足元にいる。市民活動をしている人やボランティア、福祉や教育に関わる専門の人も地域に住んでいる。その人材を活用しない手はない。職場だけでいっぱいというのは煩わしさから逃れる方便でもある。特に現役世代に「忙しい」を連発されると、それを受容せざるを得ない。そのことを引き受ける心優しい人たちが地域を作っているのが現実である。

そこで、あえて町内会・自治会の総務として一度葬式を仕切ってみると地域の人のつながりを知り、信頼度を高める貴重な機会となろう。世間の付き合いの仕方も「義理を欠く」ことのないようにしなければならない。その時に、自分の得意技や専門性を知らしめることで、地域に居場所をつくることができる。将来への投資であり担保となる。

⑤ 困った人は必ず何人かいる。それは確かであり、経済的な問題や家庭内の問題、老後の健康や病気への不安。だれでもいつかは困りごとができるし、困りごとをあからさまに出来るかどうかという問題はある。

しかし、その問題が顕在化したときに手遅れにならぬような相談を受けるだけの付き合い方が必要でもある。人はなかなか自分の問題を簡単に打ち明けはしないだろう。またそうだろうと邪推できても、本人の口から出ない限りサポートはできないことが多い。それは本人の意思をないがしろにすることになるからである。だから、本人から相談されるような人間関係を構築しておかなければならない。

立ち話でのとりとめのない会話は、女性の得意とするところでもある。男性よりもそのような打ち明け話は、女性が聞き役のほうが上手くいくケースが多いのではないだろうか。

⑥ 問題が小さなうちから関わられる。問題が深刻になる前兆が現れるのを感じただけの意識を持っているかどうか問われる。そのような経験のない者には難しいであろう。それだけに失敗も含めていろいろな体験を積む必要がある。そうでなければ、問題の火種を消すだけの力は育たない。問題について身近にアドバイスできる人の存在があると嬉しい。

⑦ 困った人から近づいてくる。もちろん相手が見込んだ人に対しての直接的な行動である。そのときに邪険にせず相談相手として関わられるかどうか問われる。見込まれるということは、それなりの関わり方をしてきた証ではある。ただ、自分の手に負えないことは、必要な人や機関につなぐことにも熟知しておくことが大切である。その意味では情報ネットを持たなければ対処できない。

⑧ 手伝いもしやすい。向こう三軒だから手を貸すのもたやすいとはいいながら、実はそう簡単ではない。自宅に入れてくれるような関係であれば可能である。普段からお茶のみなどで誘い合って関係を作っておくことが大前提となろう。突然押しかけるようにその人の家に上がり込むことは到底できない。

自宅をサロン化することで、自分に何か起こったときに、サポートしてくれる人を自ら確保することも可能である。ここではお互い様の関係から、互助的な働きも生まれる。

⑨ 手伝ってくれる人も必ずいる。ただ、支援活動が始まると手伝いがやって来ると簡単に考えては火傷する。確かに地域で、その人やその活動がどのように評価されているかが問題である。世間の信用度を測る意味でも、その求心力を持った人の言動に注目が集まる。

しかし、本来近隣の間関係を前提とすれば、面識のない人が他の地域から手伝いに来ることを快く相手が受け入れるかどうかは別の問題である。なぜなら、自分の恥を広く知られる事への恥ずかしさと警戒心から自己防衛するのである。当事者の遠慮もまた自己防衛のひとつである。その壁を取り払うことは、世間を広げることにもなる。狭い世間の息苦しさを、少し風の通りをよくすることで、救われる人もいるだろう。

### (3) 破綻は突然起こる

近所付き合いの破綻は、ある日突然恨みを伴い起こります。問題の根深さを知らずに近隣は、なぜ突然疎遠にと疑問を抱き、そして不信感を募らせ、さらなる溝を掘るのです。近隣であるがゆえに関係修復は難しく、一度近隣の信用関係が崩れると、近隣もまた当事者に誤解されることを避けて無関心を装いながら暮らすことを余儀なくされます。

認知症を患った人の場合は特に猜疑心が強くなる傾向があり、自分の一挙一動が監視されているかのように感じ、警戒心を強め時には攻撃的にもなります。近隣のちょっとした立ち話も、自分のことが噂話になっていると思ひ込み、閉じ籠もってしまうのです。

そのきっかけは、たわいもないことです。例えば、普段している「ゴミ出し」です。生

ゴミを指定の曜日ではない曜日に出したがために、近隣から「おばちゃん、今日は燃えないゴミの日だよ」と持って来られます。これは全くの善意です。それが2～3回続くと心境の変化が起こります。「隣の奥さん、私にいじわるしてる。私はちゃんとゴミを出しているのに、わざと突き返してくる。底意地の悪い人だ」。

一方的に誤解された方は、これではかないません。おかしいなと思いつつも、ゴミをもっていくとつっけんどんで嫌な顔をされてしまうと、二度と持っていけない。出す方も出す方で、毎度突き返されたのでは腹の虫も納まらない。プライドもある。ゴミを出さなくなる。ゴミを家の中にため出す。だんだんゴミを処理しきれなくなる。異臭もしてくる。ゴミ屋敷が発生する一つの事例です。

ここで、認知症という病気を近隣も理解していれば、もっと穏便な方法も取れたことでしょう。しかし、まだら症状の場合、それを判断することはなかなか難しいのです。当事者も病気の認識がなかったり、近隣に知られることは恥であるという強い気持ちがあると、自己保身のために近隣とのつながりを切ることになるのです。

夫婦でいる場合は、どちらかがかばうことで、日常生活を維持することは可能ですが、独居の場合はいかがでしょう。そこで、「監視ではなく見守り」の必要性が、近隣に問われてきます。突然絶好宣言されるのは、鳩が豆鉄砲を食ったような感覚ですが、辛抱強く関わりを続けることしか、手立てがないのも事実です。

介護の問題でさえ、介護保険による福祉サービスを頑なに拒否している人は、自分の家に他人を入れることへの不快感と家族の恥を世間にオープンにすることへの屈辱感、そして自分の責任で介護するという使命感が混在し、共倒れするまで頑張ることになります。

近隣からの「孤立」が、もっとも危険です。そこに至らぬよう自分の身に置き換えながら、「つながりの糸」を切らぬように暮らさなければなりません。

そのような問題を、地域の共通の問題として取り上げて、互いに「行く道」であるという認識のもとで話し合うことが必要です。町内会・自治会の重要な役割でもあります。

## 10 一人ぼっちになってもそこで生きる

### (1) なぜ一人暮らしをするのか

そもそもなぜ一人暮らしをするのか？ 一人暮らししている要因とその暮らし方のタイプを考えてみることで、その人への関わり方が変わってくるかもしれません。

① 伴侶と死別したこと。このタイプは一番多いパターンです。伴侶の死で心理的に大きなダメージを受けている場合もあり、特に男性が一人になったときには孤立しないような関わり方が重要になるでしょう。

② 家族が離散したこと。子どもの独立、離婚、別居等、特に家族関係が破綻していると老後における子どもたちなど家族の支援は不能になります。家族がいても冷え切った関係では、他人以上に心のしこりが強く、孤独はさらに深いものと想像されます。

③ 未婚者で独り暮らしを続けてきたこと。現在結婚しない20代30代の若者が増えており、若くして一人暮らしをする人たちが多くなるいびつな社会が近い将来生まれるのです。その意味では、生涯独身で人生を生きていかなければならない人が、高齢世代になると深刻な事態が起こるのではと予想されます。

④ 一人の方が自由気ままで、制約もなく、楽しいと感じていること。自分の時間、自分のお金、自分の趣味、家族を気遣うこともなく責任を負うこともなく、自由に人生を満喫し謳歌したいという欲求があることと、結婚願望が強くあっても良縁に恵まれないという人もいます。また、結婚により両家の親の老後を介護することへの負担も結婚を避ける要因でもあるでしょう。当人同士の問題よりも両家の問題が特に女性にとって悩ましいものになっているのではないのでしょうか。今後「自助」が取りざたされていくなかでは、頼りにできない家族という現実を突きつけられるでしょう。

⑤ 周りからの干渉や管理を受けることを拒否していること。管理。監視されるような地域での暮らしを臨んでいないというのは、世間の目を異常に嫌って避けている人でもあり、る意味世間の目や口を強く意識しているタイプかもしれません。

また、世間体や世間のモラルやマナーに束縛されたくないという拒絶するのは、自立心や自主性の発露かもしれません。誰かに頼って依存するような生活からは、自主性や自立性は生まれません。残念ながら、個人主義的でありプライバシーを侵害されることに嫌悪感を持つこの種の人が増えています。個人情報保護法により、容易に近寄りたがたい存在となっています。問題は、何をしているのか何を考えているのか、全くわからないことでの不信感や不安を周囲に与えます。近隣との関係も断ち切るような生活では、孤立という状態となるでしょう。いまこのような人が若い世代を中心に地域で増えているのではないのでしょうか。さらに、世間の世話にはなりたくないという思いで、高齢者が介護等のサポートを断ることも少なくありません。見守り活動も難しい相手となるのです。

⑥ 肩書きや地位、名誉、学歴に固執しないことでの世間の縛りからの自由を求めること。自由人の宣言です。特にリタイア後の生活信条として、その気概が生活に張りを持たせているともいえます。ただ自由の裏返しの市民としての責務をどう果たすのかが問われます。

⑦ 自分で自身の生活を維持できること。あるいは、思いの外、不便や不自由を感じてはいないこと。周りに心を閉ざすことなく、一人暮らしをエンjoyしてたり、不便や不都合さを感じていなければ、生活は爽快です。

⑧ 健康や疾病への自己管理ができること。一人暮らしで最も心配な点を、自己管理できるのは生活する上では重要なスキルです。ここがおろそかになることで、様々な問題が派生します。

⑨ 世間との関係がなくても、他に友人や人とのつながりがあること。あえて世間との関係を絶つ人もいるでしょう。世間の規範、つきあいの煩わしさや気疲れ、陰口など世間の持つマイナス要因がその人を世間から遠ざけて、心を許す人たちとのつながりを深めるような暮らし方が多くなっているのでしょうか。親しい仲間とのつながりが、生活力を高め、逆に世間力が弱まっています。

⑩ 経済的に自立していること。裕福な人は、様々なサービスをお金で解決することができます。生活の質もそれなりに高いものがあるでしょうから、楽しむことも承知していることでしょう。世間や地域とのつながり方は、その人個人の問題かもしれません。

⑪ 他に自分の居場所を確保していること。自分の存在を認めてくれる居場所があることで、孤独感や孤立感を払拭することができます。趣味や特技のサークル、スポーツクラブ、ボランティアや社会活動など、あるいは居酒屋の指定席があるかもしれません。地域でも、町内会や老人クラブ、婦人会、公民館活動、地区社協活動、民生児童委員、保護司などの

やりがいやいきがいのある活動の中で生き生きすることができるのも、そこに居場所を見出したからです。家に閉じこもる人ではないですから、周りもつきあいやすく何かあったときにすぐに救いの手を差し伸べることができるタイプの人です。

⑫ ストレスを発散したり、リフレッシュする方法を身に付けていること。一人でうじうじと考えることなく、ストレスを抱えたら貯めず発散することができるのは、生きやすい方法です。リセットすることがなかなか難しい時代だからこそ、誰にでも必要なスキルです。すなわち、独りでいることを苦痛でもなく、ストレスも感じないというのは、現代病といわれる精神的な病とは無縁ではないでしょうか。

⑬ 人と関わることが苦手で、コミュニケーションをとることができないこと。このタイプは、閉じ籠もる傾向が強いでしょう。そうすると、なかなか世間や地域との接点が弱いだけにほっとけない人でもあります。

## (2) 孤立と自立

「独り暮らしを恐れるな」と論じたときに、独り暮らしは孤独と同意語ではありません。「独り暮らし＝孤独」という勘違い、思い違い、妄信、虚言を排除しなければ、本来の独り暮らしの実態が理解できないのではないのでしょうか。

周りの人間たちの、ほっとけない気持ちの中に、善意、当たり前の行動の裏にある嫌悪感、罪悪感、目障り感、当事者が亡くなったときの言い訳。知っていながら何も出来ず、何もしなかったことでの後ろめたさと恐れ。

「孤独とは、幻を求めて満たされない渇きのことなのだ」(『砂の器』P236)

これから生涯独身という、一人暮らしすることに慣れた世代(人たちが)増える一方です。そういう時代を迎えるにあたり、「孤独である」というところからその人に関わろうとする地域での関わり合いは、本当に求められているのかどうか、その関わろうとするところの思い違いや思い入れが何かを考えてみたいと思います。

- ① 健康を害したときの心細さ(日常的に起こるリスクをいかに処理するか)
- ② 急性疾患で倒れたときに近くに誰もいないことによる救命処置の遅滞  
(死後数日後の発見ケースが多い。無縁死との関連も考慮し、死後の葬儀及び身辺整理に費やされるリスクも大きい)
- ③ いつも独りでいるのは、引きこもりであり精神衛生上不健康な状態であること  
(ひとに気遣い無く生活することへの開放感や快感を優先する。自分の楽しみを持っているのか。寂寥感や死への恐怖感の克服)
- ④ 独り暮らしは、話す相手がいないことで、コミュニケーションの能力の低下と老化の促進
- ⑤ 不便なことや不都合なことが多く、我慢を強いられた生活を余儀なくされていること
- ⑥ 困った事があっても気楽に相談できる人が身近にいないこと
- ⑦ 家族に見放され、独りぼっちにならざるを得ないこと
- ⑧ 地域に独りぼっちの人を放置していると見られることは隣り近所や血縁関係者には世間体が悪いことや自分がどんのように世間から評価されることが気にかかること  
(世間体を心配するようでは、独りぼっちにはなれないし、ならない)

それでは、なぜ一人でいてはならないのか。一人でいることの、プラスとマイナス(リスク)はなんだろうか。病や死に至ることで、人は世間に迷惑をかけることになるという前提があります。

それでもなお、世間と断絶した暮らしは可能というのは、個々が判断することです。そうあってはならないと否定するものではありません。しかし、ケースバイケースでの個々の関わり方が時として必要となります。それが袖触れ合うも多生の縁である現世です。

12年5月、佐賀市内での地域福祉懇談会で、町内に住む一人暮らしの90歳になる方が話題になりました。町内会の班の輪番制で今年班長をしなければならないのですが、高齢のことも考えてその人をはずして次の人にしてもらってはどうかという話になりました。そこで隣近所で相談した結果、班長を引き受けるかどうかは、本人に確認しようということになり、その結果、班長を引き受けたのです。

私だけがしないわけにはいかないという義務と、皆さんに迷惑をかけずに責任を果たせるだろうかという不安で、きっと悩んだのではないかと想像しますが、もし引き受けなければどうなっただしょうか。周りのその人に負担をかけたくないという善意が仇になり得るケースです。世間のルールでその役目を今までも担ってきた人が、そこから外されるというのは、世間に顔向けできない「恥をかく」ことなのです。プライドを傷つけられることであり、世間から見捨てられることでもあります。

確かに班長として100%その責務を全うすることはできないでしょう。しかし、世の中の役に立つ存在であり続けることが、その人の自立心を保持するのです。大事なことを伝えたり渡したりすることを、忘れることもあるでしょう。できないところを気遣ってカバーすることで円滑にいくことを、周りの人たちは学んでいくのです。

「支え合う」ということの大事な基本は、本人の意志を尊重することと、地域でまだできることを認め合うこと、そして不足分を地域で補うことで、その人の「世間からの孤立」を未然に防ぐことなのです。

ひとりぼっちだからサポートするという一方的な「孤独・孤立＝サポート」ではなく、その人の置かれている状況に見合った「ケース＝サポート」であることを、心しておきませんか。

## 11 登別市連合町内会に見る「協働のまちづくり」への実践

### (1) 研修会の経緯と目的

2年前の2010年10月15日、登別市内町内会の会長等役員70名を対象にワークショップという手法で、「協働のまちづくり」について研修をしました。

市連合町内会(連町)は、市制40周年を迎えた2010年を単なる通過点ではなく、市民が主体となった「まちづくり」を見つめ直す重要な節目の年として位置づけたのです。

これからの「まちづくり」は、市民自らが「協働のまちづくり」の視点から考えていくことを求められるとし、登別のまちづくりを進める上で、今地域では何が問題で、何が必要なのかとという課題を抽出し、「わたし・わたしたち」の市民の暮らしの目線から課題を共有化し、課題解決のための方策を探り、そこで束ねられたものを協働の提言としてまとめることを目的に、研修会を開催したのでした。

「協働のまちづくり」では、“あなたがどんなまちで、生きがいをもって暮らし、人生を全うするのか”をどのようにイメージして、その実現に向けてそこに生きるひとりの尊い人間存在として、他の人とどのように関わり取り組むのかが問われています。

その取り組みのあり方こそが「協働」です。人は人によってしか支えられず救われない。一人ひとりが地域で将来孤立しないための関係づくりを、身の丈に合ったことから成さねばならないのです。

## (2) 行政への協働の提言

行政頼みであったこれまでの日々の暮らしのあり方をふりかえり、私たちが地域で身近にできることがあることを確認し合う意義は大きいでしょう。また、市民レベルで“できることできないこと”を踏まえた上で、行政に対して協働の提言をするということは、市民の暮らしにくさの声を、関係機関はどのように受け取り、それを行政の施策上にどのように生かし展開していくのか、まさに行政や議会の存在価値そのものを問いかけているという過言ではありません。さらに、暮らしを支える様々な団体や機関、企業との協働も、そのまちを彩る粗末にはいけない関係づくりとなります。

一方、地域の活動の中核を担う「町内会」の冠婚葬祭への関与の例を見ると、「葬儀会社」が最後のセレモニーを担うことが、昨今多くなる傾向にあります。

遺族にとってみれば、地域や町内会に負担をかけたくないという思いの表れとも言えます。しかし、そこでは地域と疎遠になり、カタチだけの最期の別れの儀式が粛々と執り行われている現実直面しています。是非を論じるのではありません。ここに共同体としての「地縁」が徐々に薄れていく現実に対して、問題提起をせざるを得ないのです。

特に、高齢世帯が増加し、高齢化率が高くなっている地域では、現在すでに地域活動に大きな支障をきたしている現実をそのままにすることは、地域の崩壊にも直結します。生活を維持することが困難な事態に対して、「福祉・医療・暮らし」を重点に行政がいかに支援方策を施策として展開していくのが、必然的な重要課題となるのです。

その現実を直視しながらもなお、今一度、その「地縁」を新たに結ぶための方法を「協働」というカタチで表現し、解決の道筋を立てながら、そこに住み問題に関わる者たちが共に活動するための“仕組み”を構築しなければなりません。

「町内会」こそ、地域再生の協働の中核にならなければならないという自覚と責任そして覚悟の認識のもとに、行政及び市民への協働の提言としてとりまとめることが「いま」というタイミングです。

## (3) 研修テーマ

市民と行政による協働のまちづくりの視点から

～いま地域で何が問題、何が必要なのか地域における生活課題の抽出とその解決策を探る

## (4) 連合町内会への市民の期待

地域の暮らしに直結する活動は、従来それぞれの地域の町内会を中心に展開されてきました。福祉を中心に市民のいのちと暮らしを護り育ててきたといっても過言ではありません。



近年その活動は、①高齢者・障がい児者・子どもに関わる助け合い・支え合いの福祉を基盤としたまちづくり、②地域の美化や環境保全に関わる清潔で快適なまちづくり、③防犯・防災・交通安全・除雪等に関する安心・安全なまちづくり、④主に町内会が抱える課題と活動に関する明るく住みよいまちづくり、⑤市民の声を市政に反映させる市民とともにまちづくり、と多岐に渡り、そのほとんどは町内会活動と深く連動しています。

その意味では、地方自治の基盤である町内会活動の充実発展こそが住民自治を主体的に市民が手中にすることであり、ないがしろにはできないものなのです。

そこで、2010年9月に実施した登別市社会福祉協議会が所管する第2期地域福祉実践計画「きずな」策定に関わる市民アンケート調査の内容を吟味してみましょう。

無作為に抽出した市民の声を分析する中で、重要課題として取り上げた町内会に関する回答では、①近所づきあいの広がり 1057 (61%)、②世代交代・人材育成 994 (57%) ③行事への参加促進 673 (39%)、④未加入者対策 480 (28%)、⑤活動資金の確保 351 (20%) を上げ、特に希薄になる近隣の間関係の回復が求められていることがわかります。

役員の高齢化や後継者の不足、未加入者の増加など、町内会の運営に関わる深刻な事態が指摘されています。そのことを市民は分かっている上で、その解決の糸口をいかに見出すのかを悩み、自力での解決の困難性を認識しているのではないのでしょうか。

同様の調査で、重点化を図って欲しい課題として、①不審者・犯罪者対策 1210 (69%) ②災害時要援護者対策 1184 (68%) ③ゴミの不当投棄 1153 (66%) ④近所づきあいの広がり 1057 (61%) ⑤高齢者見守り 1024 (59%) ⑥医療の充実 1012 (58%) ⑦町内会の人材育成 994 (57%) ⑧高齢者介護者支援 964 (55%) ⑨悪質商法対策 956 (55%) ⑩孤独無縁死対策 886 (51%) が挙げられています。そのうち町内会が関与する課題がほとんどであり、どれも高い割合を示し、問題意識は高いといえます。

(※各数字はアンケート回答者 1742 名のうち、各設問に回答した素数である)

また地域活動で重要な活動を見ると、①高齢者福祉活動、②防犯防災交通安全、③健康医療の次に、④町内会活動が挙げられています。

にもかかわらず、町内会活動について市民の理解と協力を得ているかという点です。地域での大きな課題に問題意識を抱きながらも、多くの市民は傍観しあるいは問題を先送りすることで、その解決には至っていないという実態が見えています。この問題意識と解決のための行動との格差をいかに埋めていくのかが、活動に関わる者及び団体、行政の共通の課題であることが明確になったのではないのでしょうか。ここに、町内会の存在意義が問われるところであり、それを束ねる連合町内会への市民及び行政の期待もまた大きいものであることを自覚せざるを得ません。

#### (5) 要求・陳情から提言と協働へ

従来町内会は行政の下請け機関のような立場で、施策の補助補完を地域で行っているという認識が一般的です。そこでは、行政に対する立場も対等ではなく、トップダウン的な従属の縦関係であることは否めません。

よって、行政に対しては市民とのパイプ役ともなり、地域住民の要望や要求をとりまとめ、陳情をしてきた住民組織としての歴史的な経緯もあります。

しかし、昨今の財政難を理由に様々な施策が縮小廃止され、十分な公的サービスを提供

することができなくなった現状で、市民の力を得なければならなくなった背景から、行政は、市民との協働のまちづくりを標榜し始めたと認識していますが、いかがでしょう。

すなわち、市民の要求が安易には事業予算を担保しての行政施策として取り上げられる可能性は低くなり、要求・要望を主とした陳情型の関係の継続は困難になったといえます。もちろん、行政は限りある財源の有効活用を知恵を絞って展開しなければならないことは当然の責務です。

一方で、サービスを受けるだけの受動型であった市民の姿勢や意識も大きく転換しなければならないところに現代の課題があると言わざるを得ません。今までは甘んじて受容してきましたが、今後は積極的に市政に関与し、要求・陳情だけではなく提案・協働を主張することで、住民自治を地域に展開する大きな試みを市民自らがしようと動き始めたのです。

「わたし・わたしたち」が直接課題を抽出し、その問題解決のための話し合いを行い合意形成して、解決のための行動を起こすことこそ、自らの生き方を主体化させ住民自治を具現化することに他ならないのです。その上で、行政との協働を模索し、より効果的効率的な財源や公的資源の活用を市民と共に考えて施策を実行することが、次なる課題となります。

## (6) 孔子の論語から

“近き者悦び、遠き者来る”（近者説、遠者来）と語り、近い者が喜び懐（なつ）き、その噂を聞いて、遠くの者が自然にやって来るような政治のあり方を説きましたが、それこそが、市政に対して、地域づくりを推進するわたしたちが願う「協働のまちづくり」の本質です。

## 12 現状の町内会活動の問題とその具体的解決策について登別市連町の実践に学ぶ

### (1) 行政との協働及び協力支援策の意見交換の内容

- ① 助け合い・支え合いの福祉のまちづくり
  - ・災害時要援護者支援制度の推進に関わる支援
  - ・正しい個人情報保護法についての情報提供
  - ・社協『きずな』事業（地域福祉実践計画事業）への支援
- ② 清潔で快適なまちづくり
  - ・不法投棄者には法及び条例に基づき厳しく対応してほしい
  - ・連合町内会と衛生団体連合会と連携して市内のゴミステーションの実態調査を
  - ・ボランティアゴミ袋を町内会長の責任のもとで日常の地域清掃活動に利用
- ③ 安心で安全なまちづくり
  - ・訪問販売、悪質商法への情報提供について消費者協会との連携
  - ・除雪の支障となる違法駐車 of 厳しい取り締まりを
  - ・除雪作業を丁寧に
  - ・身体障がい者（難聴者）の住宅用火災警報機について考えてほしい
  - ・空き家、空き地の所有者の確認と、行政と町内会との連携の確立

- ・防犯灯の増設
- ④ 明るく住みよいまちづくり
  - ・転入者への町内会加入促進の協力を
  - ・行政職員に町内会の現状理解を
  - ・地域担当職員ネットワーク制度と町内活動への協力と参加を
  - ・各支所と地域町内会との連携強化
  - ・子ども会活動の活性化に市教委及び学校の理解と連携を
- ⑤ 地域の声を市政に「知恵と力を出し合って」
  - ・登別市の地域（全市）の歴史・景観・観光・自然等の学習会（バス研修を含む）を市教委、文化協会、観光協会等と連携して開催し、自分のコトバで登別を紹介できる人材（宣伝マン）を育成
  - ・児童生徒にも総合的学習等で実施することを要望する
  - ・観光協会の役員には登別温泉関係者ばかりではなく、全市的に人選することにより、登別温泉の活性化（市民にとって身近な温泉）が期待されるのではないか
  - ・職員の協働のまちづくりについての理解と、市民の立場に立って町内会活動に関心を持ってほしい
  - ・協働のまちづくりを担当する部署を設置してほしい  
(例:市民協働まちづくり推進グループ)
  - ・行政の各部署において町内会で対応できる業務の洗い出しをして経費の節約と町内会活動の活性化につなげてほしい
  - ・市連合町内会各部会と市の実務担当部署及び各種団体との意見交換会は逐次開催してほしい
  - ・これからの地域活動を担う NPO 法人及び各種団体に対しての行政としての市民への啓発活動と支援活動（活動助成金制度の情報提供等）への協力を願いたい
- 市独自の「協働のまちづくり活動支援事業補助制度」の創設
  - ・対象：町内会、市民活動団体、ボランティア団体等
  - ・事業の内容：地域の公共的な課題の解決や地域の活性化に向けて取り組む事業
- 自由テーマ部門
 

対象となる団体が自由なテーマで応募した事業のうち、市長が適当と認めた事業

  - ・地域の課題や社会課題の解決のための事業
  - ・地域を活性化する事業
  - ・既存の事業に新たな取り組みを加えたり、他の団体と協働で実施するなど活動の広がりが認められる事業、など
- 課題テーマ部門
  - ・市が団体の取り組んでほしいテーマを示し募集。応募された事業で市長が適当と認めた事業
  - ・(例)①安心・安全なまちづくり
    - ・独り暮らしの高齢者の安否確認、防災・防犯などのマップづくり
  - ②活気あるまちづくり
    - ・商店街の活性化（空き地・空き店舗の活用）

## (2) 具体的な課題とその解決方策

### ① 助け合い・支え合いの福祉のまちづくり

#### ●高齢者(独居を含む)世帯及び障がい者世帯への対応

##### 課題1 老人クラブの解散で地域的に問題

解決策・町内会で老人クラブのメリット(居場所・趣味など)をPR

##### 課題2 生活の困りごとを訴える高齢者が多い(除雪、庭木選定、電球の取り替え、買い物等)

解決策・地域交換券など有償サービスの工夫・町内会組織の会員で対応工夫・社協や専門機関と連携して自分たちの困りごとを解決するために調整方法や技術を研修

協働策・シルバー人材センターの活用(受益者負担)・何でもやる課の創設

##### 課題3 災害緊急時支援の在り方(災害時のサポート体制、避難場所の確保)

解決策・町内会での支援者の仕組みづくりが必要(自主防災組織の確立)

・町内会毎に日頃から自主避難訓練の実施(近隣町内会との合同実施)

協働策・避難所としての協力体制(ホテル等)・町内介護との防災訓練・研修会への支援、日頃より緊急時の避難所の徹底

##### 課題4 地域での安否確認態勢を確立、孤独、孤立、無縁死対策(個人情報を出すのを嫌がる人が多い)

・認知症気味の住民へのサポートの在り方

解決策・回覧板を手渡しで声かけを行う・民生委員と地域福祉委員との連携及び情報交換(訪問回数を増やす、小地域ネットワークの充実)・町内会で班長やリーダーに気づく仕組みづくり・プライバシーの問題もあり踏み込むことは難しいが、みんなで共有出来る場を持つ

協働策・ヤクルト販売員や宅配業者等と連携を図る・個人情報保護法を正しく理解できるパンフレットの作成と啓発・社協「きずな」事業との連携

・銀行、信金、郵便局、警察、消防、スーパー、病院・医院、薬局などとの連携

##### 課題5 民生委員が他の町内会の場合、連携が図れない

解決策・民生委員と町内会との情報交換の場を持つ

協働策・町内会毎に民生委員を配置してほしい

### ② 清潔で快適なまちづくり

#### 課題1 ゴミの不当投棄(自転車等)、ポイ捨て対策

解決策・地域で監視の目を強め通報システムの確立・学校・職場などでの環境に関する事業を行いゴミに関する理解を深める・観光地の景観を損なわないよう温泉地区は町内会及びホテル等と環境美化に努めている

・マチをきれいにするためのクリーン作戦はなるべく多く実施する

協働策・不当投棄者には法や条例に基づき厳しく対応・警察等が登録している自転車の登録番号を町内会にも教えてほしい

・看板等の言葉が厳しいものになっていない(犯罪であることを強調)

#### 課題2 犬の糞の放置防止及び野良猫対策

解決策・町内会での散歩のマナー周知と放置禁止看板の設置

- ・室外での放し飼い禁止啓発（空き家に住みつく）

### 課題3 ゴミステーションの維持管理

解決策・ゴミステーション付近に花のプランタンや花壇を配置し清潔感や分別の徹底を図る・ネットの内側にブルーシートを取り付けカラスの被害を防止

- ・網 や木製などバラバラな状況で統一できたらいい

協働策・連合町内会と衛生団体連合会と連携して市内のゴミステーションの現状を把握する実態調査をしてほしい

### 課題4 花いっぱい推進運動

解決策・花壇づくりは地域の環境美化と仲間作りや引きこもり防止になる

### 課題5 草刈り作業の協働体制

解決策・公共道路、公園等の草刈り作業は、町内会でボランティアグループを結成し活動費（草刈り機の燃料、替え刃など）を一部市から助成してもらえ制度を活用

- ・特に空き地、空き家の管理不能な状態に対する放置対策も含む

協働策・市の助成制度～アダプト・プログラム制度の活用

## ③ 安心で安全なまちづくり

### ●防災・災害・交通安全・除雪に関する活動

#### 課題1 除雪対策

- ・高齢者(独居)宅の除雪 ・違法駐車のため除排雪ができない
- ・雪を堆積、集積する場所の確保が困難

解決策・町内会での除雪協力隊の確立・町内会での車所有者への配慮を要請

- ・個人所有地の協力

協働策・除雪排雪作業を丁寧に・公園、学校グラウンドの一部を集積場所として活用

#### 課題2 火災防止・住宅用火災報知器に対する理解度が低い(身障者の難聴者への配慮)

解決策・町内会での共同購入の斡旋を進める

協働策・市広報紙での啓発周知・身障者宅への設置には市及び業者の努力を

#### 課題3 防犯灯の維持・管理

- ・電気料の負担が重荷、・空き家、空き地の増加による防犯灯の増設
- ・防犯、防災上からの増設の必要性

解決策・省エネ電球への移行促進・点灯時間の調整と不要箇所の上の早めの消灯

- ・公共施設、商店等との調整推進(24時間営業店舗等)

協働策・行政との協力をして省エネ対策を進める・防犯灯の増設を要望

#### 課題4 関係団体及び行政との連携

解決策・事故、犯罪、災害のない地域づくりを推進するため、市交通安全協会、暴力追放運動推進団体連絡協議会、室蘭・登別防犯協会の活動を、市連町と連携して推進していく必要がある

協働策・安心、安全な地域づくりの推進において行政(防災担当課、消防本部)と連携して防災、火災予防に力を注いでいきたい

#### 課題5 空き家、空き地対策

- ・高齢化で入院、入所等で長期に家を空ける家庭が多い
- ・地域的に老朽化している空き家が多く、倒壊、飛散、青少年のたまり場になる恐れがある
- ・空き家、空き地については不衛生（野良猫や害虫の住み家）

解決策・空き家、空き地の所有者と連絡ができない場合は町内会で応急処置をする（緊急避難対応）・空き地の雑草については、所有者と事前に話し合いをする（所有者の処理責任が前提）・気象条件の急変等で倒壊飛散の恐れがある場合、警察、消防への早めの連絡

協働策・空き家、空き地の所有者の確認と連絡場所を行政より把握し町内会と所有者との連携を図る（行政と町内会の連携の確立）

- ・行政代執行等への検討（法的根拠の規制の明確化）

#### 課題6 交通安全

- ・狭い住宅街の中を近道のため暴走している車の制限
- ・住宅路での違法駐車

解決策・町内会での交通事故防止啓発、町内会より車所有者への注意喚起

協働策・警察との連携による取り締まりの強化

#### 課題7 高齢化が進み現在実施している地域安全パトロール活動(児童の交通安全や夜間パトロール)の減少かつ衰退

- ・高齢者宅への訪問販売や悪質商法での勧誘の増加
- ・単身の高齢者への宅宗教法人の勧誘の注意喚起

解決策・隣り近所及び町内会で情報発信をして注意し合うことが必要

協働策・消費者協会との連携による消費者被害の予防対策の普及

### ④ 明るく住みよいまちづくり

#### ●いま町内会が抱える課題と活動

##### 課題1 町内会への未加入世帯の増加

- ・町内会に入らなくても暮らしていける
- ・ゴミステーションの維持管理、街灯料金の不公平な負担の急増
- ・アパート入居者の未加入が多い
- ・町内会に入るメリットが分からない
- ・会費収入の減少により運営費、事業費の財源不足

解決策・未加入者にもゴミ当番、街灯費の負担を考えるべき

- ・町内会役員が直接加入促進に訪問（総会資料、町会だより、活動写真を持参）
- ・市連町が統一した加入促進の文書を作成し、必要な単位町内会に配布する
- ・大家、住宅管理者に入居の際、町会加入の促進を願う

協働策・転入者への加入促進文書の工夫

##### 課題2 町内会の役員の成り手がいない、特に総務、会計担当者不足

- ・役員の高齢化と行事のマンネリ化、

解決策・役員への手当の支給と充実、役員になるメリットを考える・役員の仕事、負担の軽減を図る、単位町内会同士の合併も考える、高齢者と子育ての親が

支え合う地域づくり、・近隣の町内会と行事等を合同で開催し、経費の負担軽減を図る、・女性役員が多くなるよう関心と環境づくり

協働策・行政にもっと町内会運営の現状について理解を、地域担当職員ネットワーク制度の運用と町内会活動への協力と参加を・広報やイベントで町内会の大切さを市民に呼びかける・行政からの仕事量を調整していただきたい

### 課題3 子ども会活動の活性化

- ・子ども会行事が減少ないしは廃止されている
- ・役員の成り手がいない、保護者は一緒に参加していても手伝わないお客さん化している
- ・自然体験、社会体験は子どもの成長に必要な不可欠(思い出づくり、ゆめづくり)
- ・子どもや高齢者の居場所がない
- ・町内会の独立した集合場所がない(他町内会との共同使用)

解決策・子ども会行事を町会単位の行事から小学校区毎の行事への移行を検討

- ・子ども会活動を活性化して、若い父母に町内会活動への関心を持っていただく(将来の町内会役員への期待)

協働策・市教委及び学校の理解と連携

## ⑤ 地域の声を市政に「知恵と力を出し合って」

### ●まちづくりに関する活動

#### 課題1 協働のまちづくり

- ・市が提唱する「協働」ということがクローズアップされているが、何をもち協働なのかかわからない
- ・市民(町内会)に対し行政は何を協働のまちづくりのために求めているのかかわからない
- ・市民の意見に対し予算の有無で判断されるのはいかかか

解決策・限られた財源のなかで市民が安心して暮らせる明るく住みよい地域(町内会)を築いていくためには、市民(町内会)と行政が役割を分担して連携した協働のまちづくりに徹した取り組みを必要とする

協働策・地域住民から出された意見を行政に伝えることにより、行政、議会、町内会(市民)が三位一体で問題に取り組むことが必要

- ・行政(市・道)が協働のまちづくりに徹していただきたい、市は道へのパイプ役を担う
- ・地域、町内会で起きている課題解決に行政と協働で進めていくことが大切
- ・行政職員の協働のまちづくりについての理解と市民の立場に立った町内会活動に関心を持っていただきたい
- ・行政各部署で町内会で対応できる業務の洗い出しをして経費の削減と町内会活動の活性化に繋げていただきたい

## 13 地域を包括した登別ゆめみーるに見る助け合いシステムづくり

### (1) 地域の実情

私がかかわっている北海道登別市に、本当に地域的には小さい地域で「幌別地区」という

小学校校区があります。お店がない、スーパーマーケットがない、病院もない、医院もない。ないないづくしの地域です。JRの駅からは近く、市営住宅が建っています。市営住宅の入居者は高齢の方が多く、地域的にも高齢者をどう支えていったらいいのか？と課題を多く持ったところでもあります。

買い物に行くのにはとても不便であり、交通アクセスもバスの本数はそう多くはありません。JRは近いのですが、JRにはエレベーターがなくて、階上に改札口があり、階段を上り下りをしなくてはならない。足腰の弱くなった方にとっては、不便な町です。

2005年、登別市社協の委嘱をうけて、「地域福祉実践計画づくり」の検討会をしたときに、委嘱された60人の市民とチームを作って、1年かけて地域福祉を進める計画作りをさせていただきました。その委員としてその町内会の会長さんがおられ、彼とも地域の福祉をどう高めていこうか、いろいろ論議をしてきた結果として「わが町わが地域をなんとかしなくてはならない」そのためには、みんなが集まる拠点を作ろうという所から始まりました。

## (2) 「地域食堂（コミュニティレストラン）」を作ろう

地域には以前コンビニがあったんですが、そのコンビニが潰れて、その店舗がそのままになっていました。「その店舗、私が買い取りましょう」と女性がその店舗を買い取って、そこで町内会というエリアの枠を超えて仲間と「お店」を作って、NPO法人化しました。

「コミュニティレストラン」という運動がありますが、なかなか食べる物を売ってる所もない、食べに出る所もないという地域に、本当に安く食べ物を提供する場を作ろうということで、「地域食堂」を作ったわけです。

まず蕎麦を提供しよう。その発想は、地域に蕎麦打ち名人がいる。自分の腕を鈍らせないためにも、蕎麦を打って、打ちながらみんなに食べていただく。それも一人や二人ではない。その方々が蕎麦を打つ。食堂を出すためには、保健所から食品衛生法に基づく営業許可をもらうことと、食品衛生責任者の資格が必要です。食事の支度をする調理人は、地域のおばあちゃん方が主力です。こぞって腕によりをかけた家庭料理を作ったわけではなく、それはランチでちょっとしたおかずを作るという事をしたんです。それからことは始まったのです。

いま、そこで配食サービスをしています。給食を作って夕方個別に訪問して届けます。届けがてらに安否確認をして、問題がなければ連絡はしない。必ず行った先で、顔と顔を合わせて「どう？調子は？」と声を掛けて、何時何分にそこに行ったという日誌をつける。そして元気だったというコメントを書き入れて帰ってくる。

そこで、連絡をするかしないかというのは、例えば息子さんが札幌にいれば、何かあったときに息子さんの連絡先に一報を入れるということです。息子さんにとってすれば「きょう母さんは、一日無事でいたんだなあ…電話がなかったから」と安堵するわけです。そのように、相手の顔を見て直接弁当を手渡ししながら会話して、丁寧に安否確認をするのです。

当初「私たちの目的は、こんな課題があって、このような仕方で地域で活動したい。それに賛同してお力を貸してくれる人」という呼びかけにいろんな人が集まって来た。そこで一緒にやるとなれば、おもしろがってやる人もいるし、不平不満のある人も出てくる。



人間関係づくりが難しい局面も当然生まれます。女性同士の場合、感情面で合うの合わないということがありますので、かなり女性の代表の方は苦勞なさったみたいで。けれども、彼女は上手な仕切り方をした。人間の付き合いは難しいな…という方は、そのグループから出られたようで、一応今は何のとげとげしい状況もなく、活動がスムーズに回っているようです。

「鳥居さん、あの人がさっき話した人だよ」と紹介された方は、自宅では手すりを使って伝い歩きしなければ歩けないという人でした。お客さんじゃないんですよ。私もボランティアしたいんです、とやってきた。どうしようか、大丈夫だろうか？ところが働き出したらしゃんとして動いて働いている。これは見事ですね。その方はしゃんしゃんとされている。そして仕事をなさっているんです。やっぱり人は誰かの役に立ちたい、誰かに関わって生きがいを見出したい。有用感です。自分が必要と認められる場所こそ、「居場所」になります。

### (3) 地域の新たなニーズに向き合う

買い物にも行けない人を対象に「土日生鮮市」を開きました。そこで男性諸君が、がぜん張り切る。野菜や魚を男性たちが朝一番に仕入れてきて、それに値段をつける。最終的に売れ残らないようにするのですが、それでも残ったら翌日のおかずの一品になるから、問題はない。10時開店ですけれども、大体9時過ぎにはお客さんが来て買っていく。土日、1週間に一遍でもその生鮮を、遠くに行けない高齢の方が買っていく、という場を作っているのです。

2012年春から始めたのが、「児童クラブ」です。もともとは認可を受けて預かっていたわけではないのですが、隣近所の口コミで、「あそこの食堂に行けば、子どもたちが遊んでいるし、なんだかんだ様子を見てくれるから、ちょっと1時間2時間放課後預かってくれるよ」といったことで預かっていた。

今年から正式に市から委託を受けて「児童クラブ」として事業化したわけです。地域の小学校には学童保育所がなく、利用する場合隣の校区にある学童保育所に行かなければならない。たいていこの当たりが、行政の生活感覚の悪さというか、結局金がかかるのなんのとかと言って、子どもの方に目が向いていない。何キロも離れた所で学童保育を開設していますから、「利用者はどうぞ」って按配です。使い勝手は、別の問題です。「ある」という既成事実が、行政には大事なんです。

だから、より身近なところに学童保育できる場所があれば、親も安心ですし、子どもも遠くまで歩く必要がない。それじゃ地元で学童保育しますと言って、地元の小学校の空き教室を利用して「児童クラブ」を開設して、有償スタッフが指導員として配置されています。必要に応じてボランティアではなく、労働対価を得る機会を提供し、スタッフのモチベーションを高めています。

もともとは、食堂の小上がりにおもちゃを置いてあるんですが、それを使って遊んだり、宿題を見てもらったりしていた。宿題を見るのはみんなお年寄りさんです。そういうふうにして和気あいあいと集っている。ここが“コミュニティ”になっている。一つの拠点に老若男女、みんなが集まる場になっている。そこで、若いお母さんが、迎えに来て子育ての話をする。若い人たちもおもしろがってそこに出入りしだす。地域が少しずつ元気にな

っていく。

今年の10月で4年目になります。試行錯誤の最中で、いろんなことを自分たちの発想で自分たちの力で実現していく。地域でいろんなアイデアが出てきて、なんの規制もなく、自分たちでやりたいという思いで今までやってきたんじゃないかと、そんな気がしてならない。これからもきっと活動に枠をはめずに、やれることを身の丈でやっていく「民力」を、私たちに示してくれているのです。

#### (4) コミュニティづくりを具体的に見る

「ゆめみーる」の活動を、コミュニティづくりの視点から分析してみると、地域が豊かに変容していく姿を見事に実証しているのです。

##### ① 地域コミュニティの創造「ゆめみーる」の実践に学ぶ

藤女子大学の「コミュニティ論」の講義で、「ゆめみーる」の実践をコミュニティづくりの事例として紹介していますが、その事業を構築している要素を9つ挙げてみました。

- 1 motivation (動機、誘因) : 地域福祉実践計画作成時の地区の福祉問題への気づき
- 2 mission (使命) : ほっとかれん！この問題の解決方策の模索
- 3 association (組織化) : 共通の関心をもとに一定の目的を果たすために人為的に作られた自律的団体、問題解決に共感し協働する仲間集め
- 4 vision (未来像、計画) : 地区にみんなが憩える拠点としての「食堂」をつくる
- 5 administration (運営) : NPO 法人の取得、ボランティアな運営
- 6 talent (人材) : 運営の基本は人材の獲得
- 7 needs (地域のニーズ) : 食堂の拠点を核にした「食」と「世代間交流」の場づくり
- 8 development (発展) : 地域福祉の活動拠点としての評価と発展の可能性を求めている
- 9 community action (地域活動)

地域食堂・土日生鮮市運営、給食サービス(見守り活動)、放課後児童クラブ(委託)蕎麦づくりボランティアの活動拠点、ボランティアの育成、子どもの一時預かり活動の広報(口コミでの評判)

##### ② コミュニティづくりの8つの視点

1つに、「幸せな家庭・家族のきずな」という視点から見ると、子育ての支援や相談、交流により若い家族を支えています。また、活動に関わる人たちは家族の理解や支援がないと楽しく活動することができませんし、活動によって家族のコミュニケーションが深まっていきます。コミュニティの構成基盤である家庭の機能が改善され充実していくのです。

2つに、「文化や教育」という視点から見ると、蕎麦づくりや料理といった個々の得意技を社会還元して、喜ばれることに自己の有用感や地域での存在感を感じるからこそ「学習成果」そのものです。また、学童保育・児童クラブという保育・教育活動を地域の高齢者が中心となって行っている「地域教育の現場」でもあります。身近に地域の人の“ぬくもり”を感じて、子どもたちが育っていきます。暮らしの文化を伝える場ともなっていくのです。

3つに、「医療の充実や健康づくり」の視点から見ると、ここでボランティアとして活

動することで健康を取り戻した女性を紹介しましたが、特にストレスを感じないことが一番です。また心配事が起こると、誰彼に相談できることも、未然に悪化することを回避することができます。体力づくりはスポーツセンターだけが担っているわけではありません。楽しく動くことこそ、健康づくりの源です。医者いらずの期間をどれだけ引き延ばしていくのか、医療費の削減にもつながるのです。

4つに、「日々の暮らしでの友人・知人などとのふれあい」の視点から見ると、食堂という場所に様々な人が集ってくる。食べるという目的だけではなく、おしゃべりを楽しみに来る人もいます。配食サービスを自宅で待つ人には、一日にたった一度会う人であるかも知れない。子どもたちやその親たち。普段会話することもできない子育て世代が、地域にお世話になることで、また人がつながって、彼らも地域の一員として受け入れられ元気に暮らすことができるのです。食堂がミニコミュニティになって、居心地がよくなっていく。

その関係を広げていくと、5つ目の「福祉環境づくり」につながってくるのです。

5つに「福祉環境づくり」の視点から見ると、地域が住みよい暮らしやすいところにするために、どんなつながり方をしていくのかということが、常に課題として意識されます。そこで問題が生じた時には、みんなで考えることができるのです。

だから、配食サービスや学童保育、土日生鮮市など、地域のニーズをしっかりと把握して、自分たちの身の丈でできるように考えて、実現していく。その結果として、いままでつながっていなかった人がつながっていく。それこそ、地域が人でつながる。ここに福祉社会を実現していく道が示されているように思いませんか。確かに、交通アクセスや生活環境はマイナス面が多い地域ではあります。でも、そこで“奮起”する。そのエネルギーは、悪しき条件に妥協しない、めげない、あきらめない「心・意気」です。課題とは、常に「挑戦」であることを如実に示唆しています。

6つに、「消費・経済の働き」という視点も重要です。食堂を維持し、新しい事業を積極的に展開するためには、「儲け」が必要です。強みは、人件費がかからないことです。ボランティアの強みはここです。非営利法人ですから、その純益金を他の事業の資金として活用する。基本的に「食」を中心にして、見事に地域経済を動かしているのです。

7つに、「ボランティアによる社会参画」という視点です。配食サービスを紹介しましたが、利用者のお宅まで運ぶ人が必要です。ドライバーです。学童保育には、これから退職した教員がボランティアで参加する下地もできました。ボランティアだから、元気が出るとお話しされた方がいました。有用感に裏打ちされた、地域に少しでも役に立ちたい、まだ何かお手伝いのできる存在でありたいという強い願いが実現されている。

いろいろな“思い”を持って、ボランティアや様々な人たちが集まってくる拠点がある「ここ」に、コミュニティを豊かにするヒントがあります。それぞれの居場所が生まれているのです。個々の幸せ感こそ、コミュニティの基底です。

8つに、「リーダーが育つ」という視点です。このような豊かな地域づくりを、当初から構想して求めてきたわけではありません。きっかけとして「地域食堂」づくりがありましたが、仲間と共に試行錯誤を繰り返しながら、積み上げてきた成果です。

そこには、リーダーシップを取ってきた地域リーダーの方々の、見事な組織力や運営力、プラス現実を見極め未来を志向する先見性が見事に結実していたのです。本物の「リーダー力」を見せてもらいました。まさに地域の「ひと財産」そのものの人たちです。彼らも

また人と活動を通して育てられているのです。

最も評価すべきは、地域に根ざした住民の目線からの活動であるがゆえに、ぶれないのです。地域の支持を得ることで、共感と協働の輪を拡げることができるのです。これからどのようなコミュニティを創っていくのか、その試みは始まったばかりで、まだまだ発展途上にあります。さらに次代を担うリーダーを育てる土壌づくりを進めていかなければならない課題も意識しなければなりません。

そこで、リーダーに求められていることは、「助けられていいんだ」「助けていいんだ」という「福祉の風土づくり」を率先して行っていくことではないでしょうか。その担い手であることを強く自覚することです。そして、地域の現状を正しく理解することと、問題解決のための道を示し、推進役として他の人を束ねていくことが期待されています。

町内会の役員を担う方々こそが、その人生を豊かにするために、人との関わりをより積極的に展開することで前向きに生きていることでしょう。その人たちが集まってこそ町内会活動は活性化します。まさに、「人こそ宝なり」です。

#### (5) 2012年11月登別市大停電災害に見たゆめみーるのサポート

2012年11月27日、北海道西胆振地方を中心に襲った暴風雪で、最大瞬間風速39.7メートル（観測史上最大タイ）を記録するなどして、最大5万6千戸が停電しました。停電は27日未明から最長で30日午後の約80時間に及びました。

特に登別市の被害が大きく、暴風雪により片倉町幌別ダム付近の高速道路脇の送電鉄塔が倒壊し、その影響で当初2万戸に及ぶ停電が発生し、零下の気温の中生活を余儀なくされました。停電は、随時復旧していきましたが、緊急用の仮鉄塔が建つまで3日間以上の停電生活を余儀なくされた地域や、その影響で登別温泉地区のホテルもクローズし、27～30日の4日間でキャンセルは1万人にのぼり、4億円を超える大きな損失を被ったのです。

また、停電は市役所本体を機能不全として、はじめてそこで非常用発電機が設置されていない事態も明らかになり、災害への備えそのものがおろそかになっている実態が暴露されました。災害本部機能が麻痺したというのは由々しき事態であり、災害情報提供や避難所等の誘導、災害時の要援護者への対応が大幅に遅れたことは否めません。

そこで、市社協はその危機的な状況を知り、ただちに市連町・民生児童委員と連携し、町内会単位で要支援者宅への訪問によって安否確認を実施、困窮者の発見と避難所への誘導を行ったのです。

その際に、市連町事務局から町内会長宛に3回に渡って情報提供を行いました。町内会の対応もまちまちであったとの報告もありました。

そうした中、市内でも最も復旧が遅れた幌別地区で、ゆめみーるが奮闘したのです。地域の配食サービスを事業として行っていますが、この災害で希望する25～30軒の対象者に配食サービスを実施にしたのです。ライフラインのガス・水道は大丈夫だったので、ゆめみーるの厨房に5～6人の女性スタッフが集まり、3日間日中ろうそくをつけながら夕食だけを作り、運転ボランティアが配達したといえます。

ゆめみーるという地域食堂があり、ある程度の食材もストックしていたことから、また対象となる配食サービスを受けている人たちの状況も把握していたことから、素早く動き

「安心」を利用者に担保したのです。その存在が、災害でも要援護者の力強いサポーターであることを実証したのです。地域を知り人の暮らしを知る強みこそが、災害の時に発揮される防災力なのではないでしょうか。それを見事に証明した今回の支援行動でした。

問題は、避難所に来た人たちには、手厚いサポートがありました。避難したくてもできない人々へのサポートは見逃されてきたことだといいます。市連町が94単位町内会に安否確認を要請しましたが、情報が十分伝わらず避難所に避難できない人やしたくてもできない人の実態が明らかになり、そこに町内会リーダーとしての責務を問われる事態もあったということから、今回の対応について12月末にアンケート調査を行いました。その分析は、私の方で行い年度末には報告する予定です。

ただ、見過ごされた人の中には、例えば大腸の術後、すぐにトイレに行かなければならないことで、周りに気遣いしなければならぬことを煩わしく思ったといいます。また、病気で重湯しか食べられない人、歩行器を使用していて移動に支障がある人、避難所が遠くて雪道を歩いていくことに不安を感じた人など、家にこもっても大丈夫であるという状況ではなかった人もいたのです。まさに置き去りにされやすい災害弱者の姿が浮き彫りにされた4日間でもありました。ただ、安否確認を行った際に、市内で2名の高齢者が自宅で倒れていて緊急搬送され、事なきを得たということもありました。

この地区の復旧が一番遅れた分だけ、深刻な状況がまだあり、電気がついたからといってすぐに日常の生活が回復したとは言いきれません。投薬を受けている人の通院や食料の買い出しなど、在宅でいた人たちに日常生活の回復支援は実施されたのか、その後のアフターケアが情報として欠落していた点も指摘されています。

ところで、災害のために行政職員が時間外勤務を余儀なくされたことは、当然のことです。しかし、行政の災害対策の不備が露呈した上に、時間外手当が600万円支給されるという新聞報道があり、それに見合うに値する業務を行ったのか否か、疑問視する声が市民からわき上がり、市民サイドの心情は決して穏やかではないことを知らされました。

労働対価としての時間外手当は、法規上は妥当だとしても、それを受け入れられない市民感情はなぜ生まれたのでしょうか。災害に立ち向かうときの、市民と行政の協働性をいかに強めるのかという課題そのものです。ここは、市民サイドからしっかりと声を出して、共に検証しなければならぬ重要な課題ともいえます。

その解決の糸口として、連合町内会や単位町内会の果たすべき役割を、行政への提言も含めて、今回のアンケート調査で明らかにしていきたいと考えています。

## 14 佐賀に見る近隣の助け合い

### (1) 普請(結い)の名残りとしての河川清掃環境整備

地域の人々のつながりが希薄な現代でも、佐賀市はそれを回避する手立てを持っています。

そのひとつが、全市一斉に取り組まれる河川清掃です。現在では市民の自発的参加を建て前としていますが、もともとは村普請の名残ではなかったかと考えます。

普請という伝統は、強制的な奉仕ではありますが、村の産業や暮らしを維持していくために、村人として果たさなければならぬ責務であったことは事実であり、世間の不文律の義務としての普請であったことも否定できません。しかし、そこに参加することで村の

一員として認知され、社会的連帯意識や社会的責任感を育てられたのは、確かなことではないでしょうか。

現在のゴミステーションの管理活動や防犯パトロールなどは、現代的普請とも言えるかもしれません。

## (2) 三夜待の風習を生かす

佐賀県に現在も行われている三夜待の風習は、近隣の助け合いの歴史的基盤ともいえます。拡大解釈されて、同窓会等にも広がっていますが、基本的に気心の知れた者同士が親睦の意味合いで会合することが目的となっています。この仕組みを、近隣の助け合いに応用することも可能です。

江戸の時代から信仰的な縁でつながってきた風習が、その目的を変えてきてきたとしても、あらがえない慣習であり社会的に認知されていることもあって、地域福祉を進める上で、地域社会の福祉活動の一組織としても大きな機動力を持つのではないかと考えます。

佐賀から戻り、「北海道新聞・朝の食卓」に寄稿したコラムが、6月6日に掲載されたので、ここに紹介します。

### ◇ コラム「佐賀の三夜待」

5月22日、663の自治会からなる佐賀市自治会協議会の総会の席に招かれ、「自治会と地域福祉」をテーマに講演をした。地域福祉の推進力は自治会活動にあり、日々の暮らしの中にある近隣のつながりの重要性を、出席された自治会長に訴えた。

そこで佐賀独特の風習である「三夜待（さんやまち）」をされているかどうかを尋ねると、8割以上がしていると手を挙げられ、驚かされた。

特定の月齢の夜に行う忌みごもりを月待と呼ぶが、三夜待とは「二十三夜の月の出を待ち拝むために、同信の者が集まり祭神の前で勤行をし飲食を共にした」という江戸の中期に始まった風習である。

佐賀市内では、信仰から次第に気心の知れた者同士の親睦的な寄り合いとなり、現代では同窓会やPTAで知り合った親同士、商店街の店主など多彩なグループが生まれ、何十年も続けているところもある。この仲間は血縁並み、あるいはそれ以上の結束力を持っているとも言われ、百年以上も続けているグループの方に秘訣を聞くと、「けんかしないこと」と即答された。

温故知新。伝統的な風習をしなやかに現代の暮らしにマッチングさせ、そうあることが当たり前であるかのように支え合う佐賀人の暮らし方に、明日の福祉の姿を見た。

## (3) 愛の一声運動の転換期

佐賀市市協が主催したある地区の地域福祉懇談会に出席したときの出来事でした。懇談会を終えて外に出た折り、参加されていた高齢の女性と一緒に立ち話をしました。

「隣り近所と挨拶し合うのが当たり前、それが相手を気遣うきっかけだと思っていたんです。それが愛の一声運動だって。特別な人に特別な人がすることなんてちっとも考えたことはなかったんです。先生、私の考えって間違っていたんですか？」

返す言葉がありませんでした。

財政的な問題から24年度で廃止される「愛の一声運動」の今後について、行政や社協、民生委員協議会、地域との協議を重ねて、25年度から「ご近所見守り事業」として市社協事業として実施されますが、高齢者の安否確認は今後も重視され、地域での一層の「見守り」が必要な時代となりました。先の女性の一言をしっかりと胸に刻んで取り組みませんか。

「ちょっと困ったことがちょっと楽になる」近隣の関係づくりこそ、いま求められているご近所力です。

一声運動も見守り運動も、いかに其所其所（そこそこ）の世間様が受け入れるかによって、ご近所力に温度差が生まれます。世間体を大事にすることで、その地域の安寧を維持してきた長い歴史を踏まえた上で、取り組まねばなりません。地域福祉は、新たな視点での「世間づくり」かもしれません。

そこで、すでに形成されている世間を壊すことは困難ですから、その世間の風の吹き具合を感じつつ、地域福祉懇談会などを開催しながら、地域の人が判断し決定していくという民主的・自治的な意思決定のプロセスをつくりだして、行動化していくことが、ご近所力を高めていくことになるのではないのでしょうか。

世間の慣習やしきたりを尊重しながら、そこに「個人意思」を世間にどのように反映させるのかが、新しい世間を創る課題です。その道筋に自治会や婦人会、子ども会、老人クラブの活動、公民館活動やボランティア活動、そして校区社協(地区社協)や民生・児童委員の活動などがあると考えますが、いかがですか。

## 15 他市町での事例に学ぶ

### (1) 「ちょこっとおたすけ絆サポート」埼玉県加須市

新たな発想で、福祉サービスの充実に取り組むユニークな活動を、2011年9月26日付の朝日新聞社説から紹介します。

『小さな政府』は行政が担うべき役割を放棄して、弱者に厳しい格差社会を招く恐れがある。増税論は納税者の財布を直撃し、消費など国内経済をしぼませかねない。

そこに『新しい公共』の出番がある。

原発事故で避難を強いられた福島県双葉町の人々が多く暮らす埼玉県加須（かぞ）市には、ユニークな事業がある。『ちょこっとおたすけ絆サポート』だ。

買い物の代行や病院への付き添い、庭の草むしり……。誰かの手を借りたい人は、商工会が発行する『絆サポート券』を買う。1枚500円で1時間の支援サービスを受けられる。支援するサポーターは、商工会に登録した市民だ。2009年度の開始から、1500時間分の券が売られ、高齢者らの利用が広がる。

券は市内の商店などでの買い物に使えるので、お金が地元へ落ち、地域経済を元気づける。サポーターは券とともに、人々の役に立つことで精神的な満足感も得られる。市は商工業をてこ入れでき、福祉充実の経費を抑えられる。それぞれがメリットを享受できる『ウィン・ウィン』（自分も勝ち、相手も勝つ～取引などにおいて、関係する両者ともにメリットのある状態であること）の関係だ。埼玉県も資金を援助した。『ただし3年間。立ち上がりは助けるが、担うのは市民。継続するには、やってみて市民自身がその価値に気づ

くことが大切だ』と、上田清司知事は話す。」

過去にも、「時間貯蓄」や「地域通貨」といった取り組みもありましたが、いつのまにかしぼんでしまい、話題にもものぼらなくなってしまいました。加須市の取り組みは、商工会を巻き込んだことで、地域ぐるみの継続的な市民活動になりうる可能性を示唆しています。

## (2) 北海道本別町の1時間の有償の話し相手サービス

北海道の最北のマチ稚内に近い中川町で、ボランティアをテーマに講演をした折り、終わってからひとりの女性が寄ってこられ、お話を伺いました。

ご近所で病院を退院され自宅療養されている独居の方がいて、先日前お見舞いがてら様子を見に行ったのだそうです。他所にいる娘さんがひとりでかいがいしく母親の世話をしていました。小1時間ほどお邪魔しておいとまをしたのですが、今日のボランティアの話を聴いて、自分の心配りのなさに気づいたというのです。

母親が退院してからずっと世話をしてきた娘さんのことを思いやることができずに、今日まできたことを後悔したというのです。あの時、娘さんに一言「お母さん、見てあげているから、ちょっと外の風にでもあたっておいで」と声をかけてあげられたら、娘さんに一時息抜きする時間を与えられたというのです。24時間看護するというのは、重労働です。その苦労を想像できなかつた自分を責めていたのです。帰ってから顔を出したいと、笑顔で別れました。

そんな思いのある人は、どこにでもいるでしょう。その思いを束ねて事業化したのが、北海道十勝管内の本別町というマチです。

在宅で生活する高齢者を介護する家族が、24時間介護で倒れぬよう、特に介護の役割を中心に担うお嫁さんを自宅で支援するために、行政と社協と当事者家族、そして支援する町民がスクラムを組んで、サービス事業を実施しています。

支援者の交通費と謝金は、当事者負担と行政が一部補助します。社協はコーディネーションを行い、介護者の生き抜き、買い物、通院、急用などに対応しています。

有償のサービスですが、1時間の話し相手であっても介護者には貴重な時間です。小さな町の実践ですが、佐賀市で展開するとすれば、校区社協単位での実現も可能でしょうか。

## 16 「私にできることなら」から始まるボランティア

### (1) 山本いま子女史の先見性

社会福祉法人長崎県ボランティア協会の前理事長山本いま子さんは、1980年代当時「地域に発生する問題に対応し、さまざまな行政施策だけでは不可能である。住民自身が主役となり、社会を構成するすべての人が生き、存在する生命を尊いものとして認識し、かかわりあいの中で、共に学び、共に働き、共に支え合う自立と連帯のまちづくりを進める市民活動を推進する役割を担うものである。…ボランティア活動は地域づくりにおける原動力であり創造的・先駆的な行動で行政に依存することなく自立していく住民の主体的な活動である。人々が地域の中で問題を調査し、関心を呼び起こし、活動に参加を促す活動であり、閉鎖的ではなく開放的な計画的活動である」と論じていました。



ここに、住民自治のあるべき姿として、地域福祉を市民のボランティアな活動によって実現しようという考え方と、さらにその計画性の重要性を指摘していた彼女の先見性に驚かされます。

翻って考えて見ると、30年前すでに市民が自立と連帯のまちづくりを目指したボランティアな活動を始めていましたが、当時とは社会情勢や経済状況が大きく変化し社会福祉の法も制度も改革されてきているのも関わらず、地域福祉のあり方や仕組みづくりの考え方の根幹は揺るぎないという事実を突きつけられたのです。

現代も地域に住み暮らす一人ひとりに、どのように人として生きていくのかを求められた厳しい社会情勢下にあります。時代が変わっても生活の本質は変わらないからこそ、地域や人と関わり、共に生活・福祉課題に取り組み解決のためのボランティアな行動が協働の「市民力（無償の民力）」として束ねられなければなりません。

「私にできることなら」というボランティアな思いを行動化し組織化する住民自治の中にこそ「町内会・自治会」が存在する価値を見出しています。

## （2） 生きるための知恵と心・意気を

地域といった場合、多くの住民は顔を合わせる近隣のエリアが中心です。隣保が違うとなかなかつながりが強くなりません。しかし、町内会・自治会のリーダーとしての皆さんの視野は狭い近隣やその地区に限定されず、時に近隣の自治会との協力体制づくりや、地区・市全体も視野に入れ、わがまちを考えなければならない立場です。

今という時代の暮らしにくさ生きにくさは「思考停止」にある言いますが、常に地域にアンテナを張って、個々の暮らしの問題を共通の問題として共有し、あせらずあきらめずへこまずめげずに解決への道筋を示さなければなりません。失敗したからといって失望してはなりません。

市や社会福祉協議会、民生・児童委員、公民館、福祉施設、ボランティア団体、老人クラブ、学校などと強く結びついて、町内会・自治会の力を「福祉のまちづくり」に発揮してほしいのです。皆さんこそ、地域の宝であり希望なのです。

## 17 「福祉を感じる」（鳥居一頼のメッセージ）

暮らしの中の小さな気づきからしか、物事は始まらない。

大切だと気づいたその瞬間から、福祉の学びと行動が始まる。

福祉は、人のいのちや暮らしの先にある「小さな幸せづくり」。

この世に生を受け、その地で安心して安全に人間らしく普通に暮らすこと。

それゆえに、誰一人としてないがしろにはできない。

そこから目をそらすこともできない。

福祉は、決して「他人ごと」ではない。

「私」の生のさなかにある、粗末にできない、してはならないこと。

「助ける」、「助けられる」という日常の繰り返しの中から

「助け合い」という相互の対等な人間関係へと高め合う仕組みづくりが、

福祉のまちづくり。

まちの一員として、私にできることを普段通りに、ただするだけ。

それが、その地で生きる人としての「証」。

小さな誇りと小さな納得。

それが、共に生きるということの意味なのか。

### 鳥居一頼（とりい かずより）

1949年生、登別市出身。道教育大卒。公立学校教員、道教委、道庁を経て胆振管内小学校長歴  
任。関西の私大で大学教授。退職後札幌に戻り、現在、愛知淑徳大・藤女子大非常勤講師、ボラン  
ティア活動推進国際協議会IAVE日本・地域代表など。

福祉教育・ボランティア学習の実践研究を主に、地域福祉アドバイザーとしても活動している。

主な著書に「子どもとともに学ぶボランティア～こっちょのボランティア授業論」・「福祉教育の  
キーワードと指導のポイント」（大阪ボランティア協会刊）「子ども・共育・ボランティア」（長崎  
県ボランティア協会刊）「ひと共育ボランティアⅠ・Ⅱ」（北海道ボランティアコーディネーター協  
会刊）など。